

避難所運営マニュアル



令和5年9月
始良市

目 次

はじめに

～被災者の健康を維持するために「避難所の質の向上」を目指す～

避難所運営に関する業務の3つの視点

避難所運営に関連する業務対策項目

災害フェーズにおける「避難所運営業務」の流れ

避難所運営業務のための連携協働体制

I 運営体制の確立（平時）

平時から実施すべき業務

1 避難所運営体制の確立	1
(1) 平時より市部局横断の取り組みが肝要	
(2) 避難所の組織体制と応援体制の整備	
「避難所運営体制の確立」チェックリスト	3
2 避難所の指定	4
(1) 指定避難所の指定等	
(2) 福祉避難所の整備	
(3) 指定避難所等の周知	
(4) 避難所における備蓄等	
始良市「指定避難所」一覧	7
「避難所の指定」チェックリスト	9
3 初動の具体的な事前想定及び避難所のレイアウト案づくり	11
(1) 初動の具体的な事前想定	
「初動の具体的な事前想定」チェックリスト	12
(2) 避難所のレイアウト案づくり	14
4 受援体制の確立	16
「受援体制の確立」チェックリスト	17
5 帰宅困難者・在宅避難者対策	18
(1) 帰宅困難者	
(2) 在宅避難者	
「帰宅困難者・在宅避難者対策」チェックリスト	19

II 避難所の運営（発災後）

基幹業務

6 避難所の運営サイクルの確立	20
(1) 避難所運営等の基本方針	
(2) 避難所の設置を機能整備	
(3) 避難所リスト及び避難者名簿の作成	

(4) 避難所の運営主体	
(5) 応援体制の整備	
(6) 広域一時滞在（広域避難）	
「避難所の運営サイクルの確立」チェックリスト	26
7 情報の取得・管理・共有	28
(1) 被災者への情報提供等	
(2) 要配慮者からの情報提供	
(3) 相談窓口	
「情報の取得・管理・共有」チェックリスト	32
8 食料・物資管理	34
(1) 食物アレルギーの防止等の食料や食事に関する配慮	
(2) 一定期間経過後の食事の質の確保	
「食料・物資管理」チェックリスト	37
9 トイレの確保・管理	38
「トイレの確保・管理」チェックリスト	39

健康管理

10 衛生的な環境の維持	41
「衛生的な環境の維持」チェックリスト	41
11 避難者の健康管理	42
(1) 衛生・巡回診断・保健	
「避難者の健康管理」チェックリスト	44
12 寝床の改善	46
「寝床の改善」チェックリスト	47

よりよい環境

13 衣類	48
「衣類」チェックリスト	48
14 入浴	49
「入浴」チェックリスト	49
15 避難所における感染症等の対応	50

III ニーズへの対応

要配慮

16 配慮が必要な方への対応	52
(1) 福祉避難所の設置	
(2) 福祉避難所の管理・運営	
(3) 在宅避難	
「配慮が必要な方への対応」チェックリスト	54
17 女性・子供への配慮	55
「女性・子供への配慮」チェックリスト	55

安全安心

18	防犯対策	5 6
	(1) 防火・防犯対策	
	「防犯対策」チェックリスト	5 7
19	ペットへの対応	5 8
	(1) 日頃からの災害への備え	
	(2) 災害が発生したときの対応	
	(3) 避難所での注意点	
	「ペットへの対応」チェックリスト	6 0
IV	避難所の解消	
20	避難所の解消に向けて	6 1
	(1) 避難所の解消	
	「避難所の解消に向けて」チェックリスト	6 2
V	様式	
	様式 1 始良市開設避難所チェックリスト	1
	様式 2 避難所開設時チェックリスト	4
	様式 3 避難者名簿	5
	様式 4 避難者台帳	6
	様式 5-1 避難所開設時状況報告書（初動期-第1報）	7
	様式 5-2 避難所開設時状況報告書（初動期-第2報以降）	8
	様式 5-3 避難所状況報告書（第 報）	9
	様式 6-1 避難所運営委員会系統図	1 0
	様式 6-2 避難所運営委員会名簿	1 1
	様式 7 ペット登録台帳	1 2
	別紙 1 避難所における「生活ルール」	1 3
	別紙 2 避難所における「ペット飼養ルール」	1 4
	別紙 3 加音ホール車庫・加治木福祉センターペット同行避難場所周辺図	
		1 5
	別紙 3-1 加治木福祉センターペット同行避難場所 周辺図	1 6
	別紙 4 大規模災害における加音ホールホワイエの小型犬・猫同伴避難 について	1 7
	様式 8 加音ホールホワイエ小型犬・猫同伴避難登録台帳	
	【大規模災害時】	1 9

はじめに

～被災者の健康を維持するために「避難所の質の向上」を目指す～

ひとたび災害が起こると、避難所は「住まいを失い、地域での生活を失った被災者の拠り所」となり、また「在宅で不自由な暮らしを送る被災者の支援拠点」となる。しかし、過去の大規模な災害では、避難所における「生活の質」には課題が多く、水、食料、トイレ等は不十分で、空調設備は限定的であり、狭い空間での生活によって、多くの被災者が体調を崩す恐れと隣り合わせの生活であった。

阪神・淡路大震災以降、避難所の運営に関心が高まり、東日本大震災の教訓を受け、災害対策基本法が改正され、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針(平成25年8月)」が策定され、この指針に基づき、市が取り組むべき、災害発生時に必要となる基本的な対応を事前に確認し、災害対応の各段階(準備・初動・応急・復旧)において、実施すべき対応業務が「避難所運営ガイドライン(平成28年4月)」として策定された。

本市においては、平成22年6月に「避難所運営マニュアル」を策定し、避難所の運営・管理体制の充実強化に取り組んできた。しかし、地域防災計画や災害対応体制の構築・見直し、発災時の対応の効率化・円滑化、また災害への事前の備えや、災害応急対策等は、本市の実情や対策の取組状況等に応じて追加・修正することが必要であることから、今回前述の「避難所運営マニュアル」を全面的に見直した。

災害発生時には、臨機応変に対応できるよう、状況の変化を想定した準備を進めるとともに、被災者の健康を守り、その後の生活再建への活力を支える基礎となる取り組みを、発災前の平時から行うため「避難所運営マニュアル」を改訂し、適切に対応する。

平成28年12月

避難所運営に関連する業務の3つの視点

- 1 「平時の備え」～「避難所の設置・運営」～「質の向上」～「避難所の解消」の分類
- 2 「災害フェーズ（災害対応段階）」における対応
 - 「初動（発災当日）」
 - 「応急期（発災～3日目まで）」
 - 「復旧期（発災～1週間まで）」
 - 「復興期」
- 3 避難所の円滑な運営のための、連携協働体制づくり

避難所運営に関連する業務対策項目

◆運営体制の確立（平時）

- 1 避難所運営体制の確立
- 2 避難所の指定
- 3 初動の具体的な事前想定及び避難所のレイアウト案づくり
- 4 受援体制の確立
- 5 帰宅困難者・在宅避難者対策

◆避難所の運営（発災後）

- 6 避難所の運営サイクルの確立
- 7 情報の取得・管理・共有
- 8 食料・物資管理
- 9 トイレの確保・管理
- 10 衛生的な環境の維持
- 11 避難者の健康管理
- 12 寝床の改善
- 13 衣類
- 14 入浴

◆ニーズへの対応

- 15 配慮を必要とする者への対応
- 16 女性・子供への配慮
- 17 防犯対策
- 18 ペットへの対応

◆避難所の解消

- 19 避難所の解消に向けて

○避難所の運営は、平時の備え、特に市の部局を超えた連携体制ができていないと、円滑な支援はできない。

○要配慮者に対する避難所での支援の中で、平時から共通の認識を持つておく必要がある。

○避難所を設置する時には、「解消」の時期についても考え、被災者への支援と合わせて、見通しを示すことが早期復旧に繋がる。

I 運営体制の確立（平時）

平時から実施すべき業務

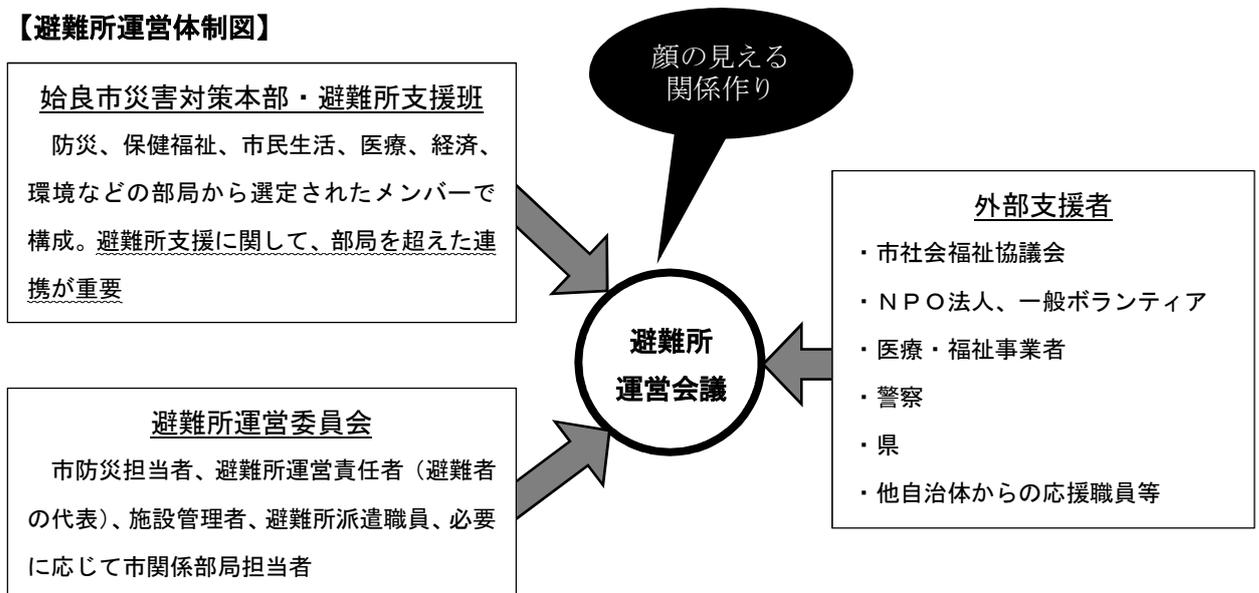
1 避難所運営体制の確立

1 平時より市部局横断の取り組みが肝要

避難所生活は、住民が主体となって行うべきものだが、避難所運営をバックアップする体制の確立は、市の災害対策業務の根幹の一つと言える。全庁体制で取り組む気概を持って、防災担当だけでなく、災害時要配慮者担当等の関係する複数の担当課が事前に組織横断的な体制を組み、それぞれの役割分担を明確にした上で、有事に備えるべきである。

また、避難者の健康維持を考えると、市だけでの支援は不十分なことから、「医療・保健・福祉」の専門職能団体との連携を図るとともに、避難者の生活を支えるために、避難者の要望・希望に沿った支援を行ってくれるボランティア・NPO団体との協働も不可欠であることから、普段から顔の見える関係構築に努める。

【避難所運営体制図】



2 避難所の組織体制と応援体制の整備

(1) 組織体制、人的体制

① 体制の整備

平常時から市の総務部危機管理課、保健福祉部、市民生活部、教育部等が中心となり、関係部局が協力して、「避難所運営準備会議」を開催し、要介護高齢者、障がい児及び障がい者、妊産婦、乳幼児、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人等（以下「要配慮者」という。）や在宅者への支援も視野に入れて連携し、災害時の対応や役割分担などについて決めておく。

② 要員の確保等

ア 災害が発生し、又は発生するおそれのある場合には、職員が決められた場所に自発的に参集できる体制を整備しておく。

- イ 災害業務の実践を経験して実務に精通した職員をあらかじめ登録し、災害時に直ちに活用できるようにしておく。
- ウ 職員は、交通機関の混乱や途絶の可能性があることを想定し、自転車や徒歩を含む参集場所への複数の交通手段を確保しておく。
- エ 交通機関の混乱や途絶、また、職員自身の被災などによる救助要員の不足が想定されるため、緊急時における当面の間の、市の他部局等の職員による応援等の補完体制を整備しておく。
- オ 職員は、災害時、自らの被災状況や、夜間・休日であるなどの理由により、早急に駆け付けられない可能性も常にあるため、それを前提として、地域住民等関係者・関係機関・団体と避難所の鍵の管理や避難所の開設方法について事前に取り決めておく。
- カ 避難所運営について、あらかじめ運営責任者を決定しておくほか、市が中心となり、学校等施設の管理者、自治会・自主防災組織等との間で、日頃からの協力関係を構築しておく。

③ 研修や訓練の実施

- ア 平常時から災害時を想定した職員の参集訓練を実施しておく。
- イ 迅速かつ的確に避難所生活の支援を実施することができるよう、担当職員に対し、実践的な研修や訓練を行っておく。
- ウ 様々な要配慮者の特性と、それに応じた接し方について、避難所の運営管理者となりうる者を対象とした研修を実施する。

(2) 物資確保体制の整備

- ① 食料・飲料水・毛布等の生活必需品は避難生活に不可欠であることから、災害が発生した場合に直ちにこれを提供できるよう、備蓄の推進、他の自治体との災害援助協定の締結、事業者団体等との物資供給協定の締結等を図っておく。また、物資搬送体制の構築等も図っておくこと。さらに、救援用物資集積場所の設置も検討しておく。
- ② 上記①による調達物資のほか、義援物資が大量に搬入されてくることも考えられるので、調達物資との調整や、ボランティアとの連携を含めた受入れ体制、運搬・配布体制についても整備しておく。



1. 「避難所運営体制の確立」チェックリスト

項目 番号	業 務 内 容	い つ				★主担当 ◎担 当 ○支 援 を記入	指 示 し た か	確 認 し た か	協働する 団体等
		準 備	初 動	応 急	復 旧				
対策項目 1 災害対策本部・避難所支援班を確保する									
1-1	庁内メンバーの選定を実施する	◎				防災担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1-2	庁外メンバー（社協等）の選定を実施する。	◎				防災担当、保健福祉部総括	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	社協、NPO、ボランティア
1-3	避難所支援班を地域防災計画等で確立する。	◎				防災担当、保健福祉部総括	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1-4	避難所支援に関する話し合い（平時・発災後）を実施する。	◎			◎	防災担当、保健福祉部総括、避難所支援班	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	社協、NPO、ボランティア
1-5	避難所支援に関する話し合いには、必要に応じて、NPO、ボランティア等の代表者の参画の呼びかけを実施する。				○	避難所支援班	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	社協、NPO、ボランティア
対策項目 2 各避難所で避難所運営委員会を設置する									
2-1	各避難所に避難所運営委員会を設置する。	◎				防災担当、保健福祉部総括、保健担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2-2	避難者の代表、施設管理者、避難所派遣職員等で避難所運営委員会の体制を確立する。	◎				防災担当、保健福祉部総括、保健担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2-3	女性が避難者ニーズを把握し、リーダーシップを発揮しやすい体制を確立する	○			○	防災担当、避難所運営委員会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2-4	避難所運営委員会で定期的な会議を実施する。	○			◎	避難所運営委員会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2-5	定期的な会議には、必要に応じて、NPO、ボランティア等の代表の参画の呼びかけを実施する。	◎			○	避難所運営委員会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	社協、NPO、ボランティア
2-6	行政職員の応援要請を実施する。				○	防災担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
対策項目 3 災害対策本部と避難所の連絡体制を確立する									
3-1	災害対策本部との連絡（通信）手段に習熟する。	◎				避難所派遣職員	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	応援職員
3-2	避難所派遣職員の配備状況の報告を実施する。		◎			避難所派遣職員	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	応援職員
3-3	被害状況・避難者人数の把握、災害対策本部への報告を実施する。			○		避難所派遣職員	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	応援職員
3-4	災害対策本部・避難所支援班との連絡方法を確保する。				○	避難所派遣職員	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	応援職員
3-5	避難所の状況・物資要請等定時報告を実施する。				○	避難所派遣職員	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	応援職員
対策項目 4 各避難所派遣職員の基本業務を確立する									
4-1	避難所内の避難者人数を把握する。				○	避難所派遣職員	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	応援職員
4-2	避難所の必要食事数を把握する。				◎	避難所派遣職員	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	応援職員
4-3	避難所のトイレの状況を把握する。		○	○		避難所派遣職員	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	応援職員
4-4	避難所内の情報管理・発信を実施する。				○	避難所派遣職員	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	応援職員
4-5	災害ボランティア本部（社会福祉協議会）への派遣要請・調整を実施する。	◎			◎	避難所派遣職員	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	応援職員
4-6	避難所派遣職員間の引継ぎ体制を確立する。				○	避難所派遣職員	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	応援職員

2 避難所の指定

被害想定に基づき、災害種別ごとに安全な避難所を指定

避難所の指定については、地域に想定される災害に応じた被害想定に基づいて、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にある施設を指定する。また、避難者数の増加によって、指定されていない建物が避難所になる可能性がある想定しておくことも重要である。災害対応訓練等において、避難所が不足する事態についてシミュレーションを行い備える。

避難所へ、どのように物資を送り届けるか入念に計画・準備する必要がある。また、市の備蓄物資の保管場所は、被害を受けにくい場所へ備蓄する。

1 指定避難所の指定等

(1) 指定避難所の指定

ア 避難所における生活環境の整備について万全を期するため、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、「一時的に難を逃れる緊急時の避難場所（指定緊急避難場所）」とは区別して、被災者が一定期間生活する場所として、避難所を指定する。

なお、指定避難所と指定緊急避難場所は相互に兼ねることができる。

イ 発災時には当該地域の大多数の住民が避難することを想定し、避難所は平常時から事前に必要数を指定しておく。

ウ 避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保に加え、天井等の非構造部材の耐震対策を図り、災害により重大な被害が及ばないものとする。また、生活面を考慮してバリアフリー化された公共施設を優先する。

エ 市内の公共施設のみでは避難所を量的に確保することが困難な場合には、ホテル、企業の社屋の一部（ロビー、会議室等）、マンション、アパート等を活用できるよう事前の協定締結も検討する。

(2) 指定避難所となる施設の利用関係の明確化

ア 避難所を指定した場合は、当該施設の管理者の理解・同意を得て、福祉避難室の設置、物資の備蓄、災害時の利用関係等について明確にしておく。

イ 学校を避難所として指定、使用する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、事前に市教育委員会等関係部局や地域住民等関係者・団体と調整を図り、地域住民などが主体的に開設・運営できる仕組みづくりが重要である。

(3) 指定避難所以外の被災者への支援

ア 指定避難所として指定していない施設を発災後に避難所として使用する場合も、当該避難所に係る必要な安全性及び良好な居住性の確保、食料、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び健康医療サービスの提供等、生活環境を確保する。

イ 関係機関等と連携し、避難した被災者の避難状況を把握する。

ウ 指定避難所における食事提供や支援物資について、指定避難所のみならず、指定避難所以外の避難所を含め地域全体のために行われていることを周知徹底する。

2 福祉避難所の整備

福祉避難所は、要配慮者のために特別の配慮がなされた避難所のことである。福祉避難所を設置した場合、生活相談職員の配置、ポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ、情報伝達機器など、日常生活上の支援を行うための消耗品を確保する。

(1) 福祉避難所の指定

ア 福祉避難所を指定する場合は、耐震性、耐火性の確保に加え、天井等の非構造部材の耐震対策を図り、バリアフリー化された施設の指定を考慮する。また、生活相談職員等の確保の観点から、老人福祉センター、障がい福祉施設等の社会福祉施設等を活用することが適切である。

イ 避難所生活において、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を確保するため、発災時に社会福祉施設等の一部を福祉避難所として利用することについて、あらかじめ当該施設等を有する事業者と協定締結を図る。

(2) 福祉避難所の量的確保

ア 要配慮者の特性に配慮し、福祉避難所を複数確保する。

イ 県の施設であっても、県と適切に連携する。

ウ 指定した福祉避難所のみでは量的に不足が考えられる場合は、社会福祉施設等における設置やホテル等との協定締結で事前対応を図る。

3 指定避難所等の周知

(1) 指定避難所の周知

ア 避難所を指定した場合は、市民に対し周知徹底を図る。

イ 避難所として指定した施設等については、市民にわかりやすく当該施設に表示しておく。

(2) 福祉避難所の周知

ア 福祉避難所を指定した場合は、その施設の情報（場所、収容可能人数、提供可能な支援内容、設備内容等）や避難方法について、福祉団体・福祉事業所・医療機関等とも連携を図り、要配慮者やその家族を含む地域住民に対し周知する。その際、要配慮者が自分に合った福祉避難所を選択できる状況となるよう努める。

イ 福祉避難所は、専門的な支援や援護の必要性の高い避難者のために確保されているものであり、一般の指定避難所で生活可能な避難者は対象としない旨について周知徹底する。

4 避難所における備蓄等

(1) 食料・飲料水の備蓄

避難所として指定した施設には、あらかじめ応急的に必要と考えられる食料・飲料水の備蓄を検討しておく。また指定避難所に食料・飲料水を備蓄しない場合は、避難所が開設された場合に備えて、食料・飲料水の供給計画を作成する。その際、食物アレルギーの避難者にも配慮し、アルファーマ等を備蓄する。なお、備蓄食料については近年の食生活の向上と保存食の多様化を踏まえ、乾パン等の画一的なものだけにならないように検討する

とともに、食物アレルギー対応食品等についても、必要な要配慮者に確実に届けられるよう配慮する。また、避難所を運営する職員の食料等の確保を検討しておく。

(2) その他の備蓄品等

被災者の生命、身体の保護を優先とし、次の備蓄品を検討する。

- ① バリアフリーに対応したトイレを含め、仮設トイレ、簡易トイレの備蓄を検討する。
- ② 高齢者、乳幼児、女性等に配慮し、紙おむつや生理用品の備蓄を検討する。
- ③ 避難所の感染予防のため、マスクや手指消毒液の備蓄を検討する。
- ④ 発災時から、照明、通信環境の確保のため、自家発電・非常用発電機の設置・配備を検討し、特設公衆電話を指定避難所に設置する。なお、特設公衆電話等通信手段は、定期的に使用について確認する。
- ⑤ 大規模・広域的な災害での外部支援の期間を見通し、マッチ、使い捨てライター、固形燃料等の備蓄を検討するとともに、LPガス協会との支援体制の充実に努める。
- ⑥ その他生活必需品等については、地域、時期等により様々なものが考えられるが、被災者の保護を念頭に置き、下記の備蓄を検討しておくとともに、協定締結にも努める。
 - ア タオルケット、毛布、布団等の寝具
 - イ シャツ、パンツ等の下着類
 - ウ 石鹸、歯磨き用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等の日用品
 - エ 茶碗、皿、箸、鍋、包丁等の食器、調理道具
 - オ 段ボール製簡易ベッド、パーテーション等

(3) 生活水の確保

生命の継続に不可欠な飲料水は、支援物資として確保されるが、飲料水の他に、トイレや避難所の清掃、洗濯、洗浄などの用途に欠かせない「生活水」の確保が必要になる。

感染防止等、衛生面の観点から、衛生的な水を早期に確保できるようタンク、貯水槽、井戸等の整備に努める。

始良市「指定避難所」一覧

No.	地区	施設名称	所在地	構造	階数	建築年
1	加治木地区	加治木工業高校	加治木町新富町 131	RC	2	S50
2		加治木福祉センター	加治木町本町 393	RC	2	S45
3		柁城小学校	加治木町仮屋町 248	RC	1	S53
4		加治木保健センター	加治木町本町 253	RC	2	S60
5		加治木中学校	加治木町反土 2162	RC	1	S56
6		木田自興館	加治木町木田 3409-4	S	1	S58
7		加治木小学校	加治木町反土 2955	RC	1	S61
8		錦江小学校	加治木町錦江 74	S	1	S46
9		始良市文化会館「加音ホール」	加治木町木田 5348-185	RC	3	H8
10		加治木養護学校	加治木町木田 1784	RC	2	H10
11		始良市消防本部（本部庁舎）	加治木町木田 2040-1	RC	4	H27
12		中野地区多目的集会施設	加治木町日木山 1175-5	W	1	H6
13		竜門小学校	加治木町小山田 1363	S	1	S45
14		龍門陶芸・健康の里「陶夢ランド」	加治木町小山田 1583-1	RC	1	H12
15		永原小学校	加治木町西別府 594	RC	1	S54
16		永原小校区公民館	加治木町西別府 2490	S	1	S58
17		辺川地区多目的集会施設	加治木町辺川 801	W	1	S62
18	始良地区	始良公民館	西餅田 589	RC	2	S49
19		建昌小学校	東餅田 2405	RC	1	S55
20		中央図書館	西餅田 489-3	RC	2	H8
21		松原なぎさ小学校	松原町 1-23-1	RC	2	H27
22		松原地区公民館	松原町 1-16-2	RC	2	S63
23		始良小学校	西餅田 2726	RC	1	S56
24		始良高齢者福祉センター	西餅田 3311	RC	2	S49
25		働く女性の家	西餅田 3311-1	RC	2	S63
26		重富中学校	平松 7092	RC	1	S54
27		脇元地区公民館	脇元 158	RC	2	S62
28		重富地区公民館	平松 6252	RC	1	S54
29		始良市総合運動公園	平松 2392	RC	2	H15
30		西始良小学校	西始良 1-37-1	RC	1	S60
31		県立始良高等技術専門校	西餅田 1120	RC	3	H4
32		帖佐中学校	西餅田 1586	RC	1	S59

No.	地区	施設名称	所在地	構造	階数	建築年	
33	始良地区	帖佐小学校	鍋倉 663	RC	1	H6	
34		三船小学校	増田 399	RC	1	H2	
35		三叉コミュニティセンター	寺師 818-3	RC	2	S56	
36		山田中学校	下名 977	RC	1	S62	
37		山田小学校	下名 1018	RC	1	S48	
38		山田地区公民館	下名 1188	RC	2	S56	
39		上名地区農村振興センター	上名 2683-2	W	1	S61	
40		始良生活改善センター	北山 849-3	W	1	S52	
41		郷土芸能等「伝承館」	北山 852-1	W	1	H17	
42		北山小学校	北山 3783	RC	1	S45	
43		木津志出張所	木津志 1844-2	W	1	S63	
44		えぼし館	北山 2659-1	S	1	H28	
45		上名村づくり活性センター	上名 303-5	S	1	H5	
46		山田校区コミュニティ協議会事務所	下名 1073-4	W	1	H15	
47		蒲生地区	蒲生高校	蒲生町下久徳 848-2	RC	1	S46
48			下久徳地区いきいき交流センター	蒲生町下久徳 544-2	W	1	H12
49	川東地区いきいき交流センター		蒲生町上久徳 320-2	W	1	H15	
50	中央A地区いきいき交流センター		蒲生町上久徳 2516	W	1	H11	
51	迫地区いきいき交流センター		蒲生町久末 18-6	W	1	H16	
52	蒲生高齢者福祉センター		蒲生町白男 347	RC	1	S51	
53	蒲生小学校		蒲生町上久徳 2252	RC	1	S51	
54	蒲生中学校		蒲生町北 10	RC	1	S45	
55	米丸地区いきいき交流センター		蒲生町米丸 1618-1	W	1	H8	
56	久末地区公民館		蒲生町久末 1304	W	1	H11	
57	始良市温泉センター「くすの湯」		蒲生町白男 1504	RC, S	1	H5	
58	結の郷「大山館」		蒲生町白男 5548-1	S	1	H30	
59	新留地区公民館		蒲生町白男 2834-2	W	1	H15	
60	西浦小学校		蒲生町西浦 815	W	1	H9	
61	小川内地区いきいき交流センター		蒲生町西浦 4187-2	W	1	H11	
62	蒲生生活改善センター		蒲生町漆 355	W	1	S56	
63	漆の里「万来館」		蒲生町漆 301-1	S	1	H11	
64	蒲生体育館		蒲生町北 24-1	RC, S	2	H17	
65	大楠運動公園多目的屋内運動場		蒲生町白男 293-1	RC	1	H21	

- ・この表は始良市地域防災計画抜粋したものである。
 - ・始良市地域防災計画「第2編一般災害対策 第1章災害予防 第9節避難体制の整備」及び、「第6編資料編 4 避難所等に関する資料」に明記する。
- ※注解）表中構造の、「RC」は鉄筋コンクリート造、「S」は鉄骨造、「W」は木造を表す。

2. 「避難所の指定」チェックリスト

項目 番号	業 務 内 容	い つ				★主担当 ◎担 当 ○支 援 を記入	指 示 し た か	確 認 し た か	協働する 団体等
		準 備	初 動	応 急	復 旧				
対策項目1 災害想定を考慮し避難所を確保する									
1-1	地域に想定される災害を確認する。	◎				防災担当、施設担当 事務局	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1-2	災害ごとの被害想定に基づいて被災地域を確認する。	◎				防災担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1-3	想定される災害による影響が比較的少ない場所にある施設を確保する。	◎				防災担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1-4	指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合は、違いを明確に周知する。	◎				防災担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1-5	指定避難所が特定の災害で使用できない場合は、使用できない災害の種類を事前に周知する。	◎				防災担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1-6	避難所の指定について周知を実施する。	◎				防災担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
対策項目2 福祉避難所／スペースを確保する									
2-1	要配慮者には二次被害のおそれがあることを確認する。	◎				防災、保健福祉部総 括、障害者、高齢者、 母子・乳児担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2-2	日帰り（デイ）サービス施設を確保する。	◎				保健福祉部総括、障 害者、高齢者担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2-3	入所施設における地域交流スペースを確保する。	◎				保健福祉部総括、障 害者、高齢者担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2-4	バリアフリースペースを持つ公共施設を確保する。	◎				防災、保健福祉部総 括、障害者、高齢者担 当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2-5	公民館や公共施設を確保する。	◎				防災、保健福祉部総 括、障害者、高齢者、 母子・乳児担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2-6	協定等により支援を実施する専門職員を確保する。	◎				防災、保健福祉部総 括、障害者、高齢者、 母子・乳児担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
対策項目3 機能別避難所を検討する									
3-1	母子（妊産婦、乳幼児専用）避難所、スペースの確保を検討する。	○				防災、保健福祉部総 括、保健担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3-2	お寺、神社等施設の利用を検討する。	○				防災担当、地域住民	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3-3	マンション避難所、ガレージ等の施設の利用を検討する。	○				防災担当、地域住民	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3-4	大規模避難所（アリーナ等）の活用を検討する。	○				防災担当、施設担当 事務局	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

対策項目 4 指定避難所以外の避難所の対策を実施する									
4-1	指定避難所に避難所活用が見込まれる施設・場所の洗い出し、リスト化を実施する。	○				防災、外国人担当、地域住民	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
4-2	指定以外の避難所についての協議を実施する。	○				防災、外国人担当、地域住民	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
4-3	避難所として使用する施設の把握と災害時の県への報告を実施する。	○		○		防災、災害救助法所管担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
4-4	車避難者へエコノミークラス症候群防止の周知を実施する。			◎		保健担当、避難者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	NPO、ボランティア

項目番号	業 務 内 容	い つ				★主担当 ◎担 当 ○支 援 を記入	指 示 し た か	確 認 し た か	協働する 団 体 等
		準 備	初 動	応 急	復 旧				
対策項目 5 避難所として確保すべき備蓄を実施する									
5-1	被害想定に応じた備蓄物資の配備計画を作成する。	◎				防災担当、施設担当事務局	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
5-2	障害者、外国人向けの案内掲示等を確保する。	○				防災、障害者、外国人担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
5-3	毛布、飲料水、非常食を確保する。	○				防災担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
5-4	携帯トイレ、簡易トイレ、衛生用品を確保する。	○				防災担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
5-5	投光器、発電機等の明かり、電源と燃料の確保を検討する。	○				防災、施設担当事務局	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
5-6	雨除け、敷物、囲い等に活用可能なブルーシートを確保を検討する。	○				防災担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

3 初動の具体的な事前想定及び避難所のレイアウト案づくり

避難所業務には事前の備えが絶対的に不可欠

(1) 初動の具体的な事前想定

避難所を立ち上げる際には、避難所運営のためのマニュアルや様式等を事前に準備しておき、関係者で共有し、訓練等でその実効性を検証しておく必要がある。また、初動では、避難所から物資の要請をすることは現実的には困難な場合が多くなるので、プッシュ型で、まずは最低限必要と思われる物資を避難所に送る体制を構築しておかなければならない。

さらに、災害用トイレの確保・管理の計画について、事前に協議し、準備する必要がある。今まで発生した災害時の物資供給の教訓として、物資集積拠点の不足等により円滑な輸送活動ができなかったことから、物資集積拠点の計画配置、確保が必要である。また、物資集積拠点での在庫・配送管理が不十分であったことから、物資に係る一連の流れを機能させるため民間事業者との連携協力体制の構築が必要である。

始良市等物資集積拠点等

(1) 始良市物資集積拠点施設

	施設名称	所在地	床面積(㎡)	建築年	敷地面積(㎡)	駐車スペース(㎡)
1	始良市総合運動公園体育館	始良市 平松 2392	6,827	H15	261,590	12,300
2	龍門陶芸・健康の里 陶夢ランド	始良市加治木町 小山田 1583-1	3,369	H11	29,845	1,900
3	始良市蒲生体育館	始良市蒲生町 北 24-1	4,285	H19	13,533	5,900

※留意事項

- ①新耐震基準に適合した施設
- ②屋根がある
- ③床の強度が十分（フォークリフト等の使用可）
- ④12mトラック（大型）が接車、若しくは建物内に入れる
- ⑤非常用電源が備えられている

(2) 災害協定締結事業所

	事業所名	所在地
1	ヤマト運輸株式会社 鹿児島主管支店	始良市平松 3455

※ヤマト運輸株式会社 鹿児島主管支店とは、平成27年9月24日に災害時における救援・支援物資の避難所等への配送並びに、物資拠点における救援物資の受け入れ、仕分け、保管、管理、出庫について支援協力の目的で協定を締結している。



3. 「初動の具体的な事前想定」チェックリスト

項目 番号	業 務 内 容	い つ				★主担当 ◎担 当 ○支 援 を記入	指 示 し た か	確 認 し た か	協働する 団体等
		準 備	初 動	応 急	復 旧				
対策項目 1 避難所における二次災害の可能性を確認する									
1-1	余震・津波・水害・土砂災害等での倒壊可能性の確認を実施する。	◎		◎		防災担当、施設担当 事務局、営繕・建築担 当、施設管理者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1-2	津波・水害での水没／浸水可能性の確認を実施する。	◎		◎		防災担当、施設担当 事務局、施設管理者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1-3	二次災害のおそれがあるようであれば、退域・垂直避難・がけの反対側への移動を実施する。	◎		◎		防災担当、施設担当 事務局、施設管理者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1-4	延焼火災の危険性・可能性の確認を実施する。	◎		◎		防災担当、施設担当 事務局、施設管理者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
対策項目 2 必要な書式等を作成する									
2-1	建物構造被害チェックシートを作成する。	◎				営繕・建築担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2-2	内部被害チェックシートを作成する。	◎				営繕・建築担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2-3	ライフライン（電気、上下水道、ガス、電話、インターネット）被害チェックシートを作成する。	◎				営繕・建築、上水道、 下水道担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2-4	避難者名簿等の帳票を作成する。	◎				防災担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2-5	医療・福祉・健康的特別なニーズを聞き取るための帳票を作成する。	◎				保健福祉部総括、保 健、医療担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2-6	物資の要請票を作成する。	◎				物資担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2-7	備蓄物資一覧表を作成する。	◎				防災担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
対策項目 3 避難所運営マニュアルを作成する									
3-1	防災担当、施設担当事務局、地域住民の代表、要配慮者等多様な意見を取り入れ作成する。	◎				防災担当、施設担当 事務局、地域住民	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3-2	施設担当事務局、避難所派遣職員、避難者の役割分担を整理する。	◎				防災担当、施設担当 事務局、地域住民	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3-3	避難所の運営において、女性の能力や意見を活かせる場を確保する。	◎				防災担当、男女共同 参画担当、地域住民	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3-4	マスコミ取材対応方法を検討する。	◎				防災担当、施設担当 事務局、地域住民	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3-5	避難所内の空間配置地図を作成する。	◎				施設担当事務局、地 域住民	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3-6	避難所運営に必要な物品（ガムテープ、養生テープ、カラーコーン等）を確保する。	◎				防災担当、地域住民	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3-7	避難所運営の為に必要な様式（避難者名簿等は必要数を印刷して保管等）を作成する。	◎				防災担当、地域住民	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
対策項目 4 避難所運営マニュアルを用いた訓練を実施する									
4-1	避難所運営に必要な関係者にマニュアルの内容を周知する。	◎				防災担当、地域住民	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
4-2	マニュアルに基づく訓練計画を作成する。	○				防災担当、地域住民	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
4-3	訓練計画に基づく訓練を実施する。	○				防災担当、地域住民	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
4-4	避難所運営訓練実施後に、結果をマニュアルに反映する。	○				防災担当、地域住民	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

項目 番号	業 務 内 容	い つ				★主担当 ◎担 当 ○支 援 を記入	指 示 し た か	確 認 し た か	協働する 団体等
		準 備	初 動	応 急	復 旧				
4-5	トイレの設置・運用訓練を実施する。	◎				防災担当、地域住民	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
4-6	HUG（避難所運営訓練）等の既存の訓練を実施する。	◎				防災担当、地域住民	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
対策項目 5 発災直後にプッシュ型で避難所に物資を届ける体制づくりを実施する									
5-1	避難所からの要請がなくても、物資を届ける体制（プッシュ型）を確保する。	◎				物資担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
5-2	避難者数等に応じて備蓄物資を避難所への配布を実施する。		◎			物資担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
5-3	国・県からプッシュ型で届いた物資の配布を実施する。		◎			物資担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
対策項目 6 災害用トイレの確保・管理計画を作成する									
6-1	各避難所の既設トイレの汚水処理方法を確認する。	◎				浄化槽・し尿処理、下水道担当、施設担当事務局	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
6-2	各避難所の想定される最大避難者数を確認する。	◎				浄化槽・し尿処理、下水道担当、施設担当事務局	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
6-3	災害時の水洗トイレの使用ルールを作成する。	◎				浄化槽・し尿処理、下水道担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
6-4	災害時のトイレ（便器）の必要数の見積もりを実施する。	◎				浄化槽・し尿処理、下水道担当、施設担当事務局	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
6-5	携帯・簡易・仮設トイレの備蓄、マンホールトイレの整備を検討する。	◎				浄化槽・し尿処理、下水道担当、施設担当事務局	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
6-6	屋外トイレの設置場所を確保する。	◎				防災担当、施設担当事務局	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
6-7	トイレの衛生管理に必要な物資等を確保する。	◎				浄化槽・し尿処理、下水道、保健担当、施設担当事務局	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
6-8	手洗い用水を確保する。	◎				上水道担当、避難者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
対策項目 7 汚水処理・使用済み携帯トイレ（便袋）の処理手段を確保する									
7-1	汲み取り業者等と災害時の協定締結を実施する。	◎				浄化槽・し尿処理、下水道担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	汲み取り業者
7-2	避難所の汲み取り計画（回収場所・順序・回数）を作成する。	○	◎			浄化槽・し尿処理、衛生担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	汲み取り業者
7-3	使用済み携帯トイレ（便袋）の保管場所を確保する。	○	◎			施設担当事務局、衛生担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
7-4	使用済み携帯トイレ（便袋）の回収方法、手段を確保する。	○		◎		衛生担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

(2) 避難所のレイアウト案づくり

可能な限り自治会または居住組単位で必要なスペースを事前にレイアウトしておき、災害が発生した場合には、災害の種類・規模などに応じて、より近いものを選択し、避難者の状況などに応じて微変更する。

① レイアウトづくりの留意点 ※要配慮者などへの配慮が必要

ア 居住スペース

- ・ 自治会又は居住組別に設ける。
コミュニティがしっかりとしているところでは、その後の避難所運営が行いやすい。
居住組別に分けた区画ごとにも、生活スタイルに応じてさらに小分けした方がよい。
- ・ 世代男女別（生活スタイル別）に分ける。
若い男性単身者、乳幼児などがいる家族、高齢者などに分ける。
高齢者は、夜にトイレが近いので入口付近。
授乳者は、夜中に居住スペースで「授乳する可能性」もあるので、若い女性の単身者とともに奥にする。
女性高齢者の区画の中では、知人友人同士や居住組などで近づけた方がよい。

イ 通路

早い段階で、みんなが活動しやすい場所につくる。

ウ 男女更衣室

プライバシーに配慮してつくる。
更衣室を男女に分けることで、授乳室としても利用もできる。

エ 掲示板・立て看板

みんなに情報が行き届くように工夫して設置する。

オ トイレ

要配慮者に配慮して設ける。

カ その他

- ・ 駐車場が広い場合は、部外者の無許可の車中泊・テント泊を防ぐため、定期的に巡回を行う方がよい。
- ・ 避難所となる施設の状況は、避難所ごとに異なるが、食料・物資などの荷下ろしや喫煙所など、必要となるスペースを事前に決めておくと設営がスムーズになる。

② 個室を確保した方がよいスペース

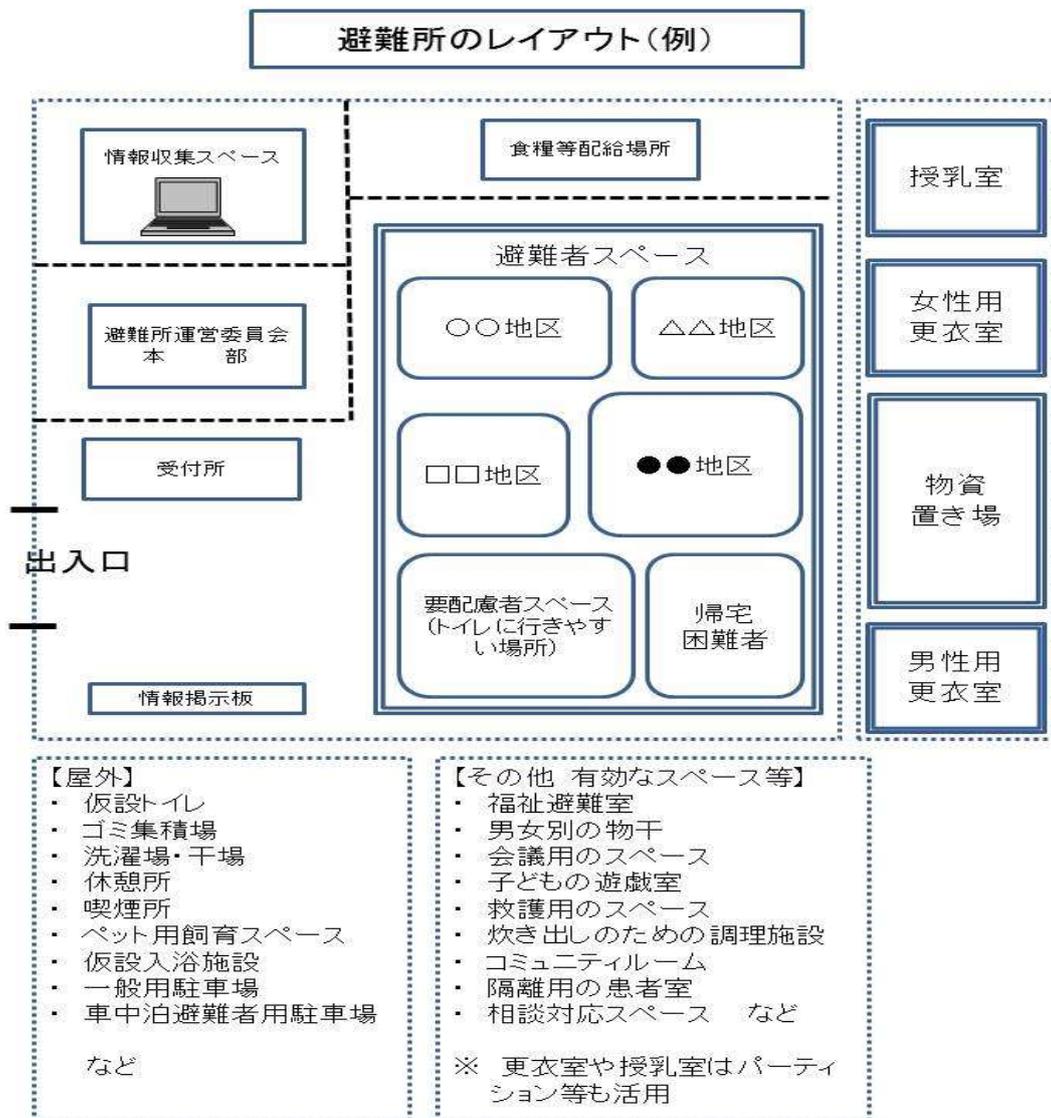
ア 避難所運営委員会（本部スペース）

イ 救護スペース

ウ 新型インフルエンザ等の感染症対策スペース

エ 体調不良者などのための一時休息スペース（発熱・咳・下痢などの症状がある者／授乳者）

- オ 授乳スペース
- カ 男女別更衣スペース
- キ 困ったことや心配なことの相談スペース
- ク 要配慮者スペース
- ケ テレビ視聴・談話スペース
- コ 子ども、親子で安心して遊べるスペース
- ※ その他確保した方がよいスペース
 - ・洗濯物干し場
 - ・出入口へのスロープの設置, トイレの目隠しなど
- サ 遺体の一時安置スペース
- ※ 不幸にして避難所で死亡した方が出た場合を想定し、対応について事前に避難所運営委員会で話し合っておいた方がよい。



4 受援体制の確立

地域と多様な主体が連携する避難所運営を想定

避難所は、被災者が一定期間生活を送る場所であるため、避難所での良好な生活環境を確保、運営するための体制の確立が必要である。

原則

「被災者自らが行動し、助け合いながら避難所を運営する」

発災後の運営体制をいち早く確立し、円滑な運営につなげるために、平時から市が主導し、各避難所の運営マニュアルの作成を地域住民に推進し、さらに避難所運営訓練等の機会を通じて、避難者、地域住民避難所派遣職員の役割について、確認・周知する。その際に、女性の視点を取り入れることにより、より具体的な意見の反映が期待できる。また災害時の避難所には、全国から災害ボランティアやNPO団体などの支援者が応援に駆け付けることから、地域住民や市職員では気付かないこと等、過去の災害の経験から知識と労力を提供していただけるものとする。

市は、平時から各団体と顔の見える関係を築き、災害時には円滑に連携を図り、避難所の運営等にあたることで被災地域のためになることを理解し、発災後は、地域とボランティアとのパイプ役を市職員が積極的に担うとともに、避難所及び被災地域の状況について、支援者との情報共有に努める。

要配慮者に対する支援体制

- 1 発災時に、要配慮者に対して次の一定支援が図られるよう平常時から自治会、自主防災組織等と連携体制を構築しておく。
 - (1) 避難所内での要配慮者用のスペースの確保
 - (2) 必要な育児・介護・医療用品の調達
 - (3) 在宅避難する要配慮者の安否確認、物資提供、医療・福祉等の支援、連携
- 2 被災生活が長期にわたると想定される場合は、要配慮者の希望に応じて被災地外の適切な施設等に避難させることについて、他の市町村と協定締結等連携に努める。



4. 「受援体制の確立」チェックリスト

項目 番号	業 務 内 容	い つ				★主担当 ◎担 当 ○支 援 を記入	指 示 し た か	確 認 し た か	協働する 団体等
		準 備	初 動	応 急	復 旧				
対策項目 1 人的資源の受援体制を確立する									
1-1	避難所派遣職員の応援要請手段を確立する。	◎				防災担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	県
1-2	救護・巡回のための医師・看護師を要請する。			◎		医療担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	県、医療・福祉事業者等
1-3	健康管理のための保健師を要請する。			◎		保健担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	県
1-4	福祉ニーズに対応するための福祉関係者等を要請する。			◎		保健福祉部総括	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	医療・福祉事業者等
1-5	治安維持のための警察官を要請する。			◎		防犯対策担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	警察
1-6	多様なニーズに対応するためのボランティアを要請する。			◎		ボランティア担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	社協、NPO、ボランティア
対策項目 2 必要な組織との協定締結を検討する									
2-1	避難所の多様なニーズに応えられる組織との協定締結を検討する。	◎				防災、ボランティア担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	社協、NPO、ボランティア
2-2	避難所の多様なニーズに応えられる組織との顔の見える関係づくりを検討する。	◎				防災、ボランティア担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	社協、NPO、ボランティア
対策項目 3 ボランティア受入れ体制を確立する									
3-1	災害ボランティアセンター設置・運営の必要性を確認する。	◎				防災、ボランティア担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	社協、NPO、ボランティア
3-2	災害ボランティアセンター活動の周知を実施する。	◎				防災、ボランティア担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	社協、NPO、ボランティア
3-3	住民の受援力を高める施策を実施する。	◎				防災、ボランティア担当、地域住民	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	社協、NPO、ボランティア
対策項目 4 医療・保健・福祉ボランティア受入れ体制を検討する									
4-1	受入れ窓口を検討する。	○				保健福祉部総括、保健、医療担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	社協、NPO、ボランティア、医療・福祉事業者等
4-2	受入れ後の業務フローを協働で作成を検討する。	○				保健福祉部総括、保健、医療担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	社協、NPO、ボランティア、医療・福祉事業者等

5 帰宅困難者・在宅避難者対策

避難者は避難所の外にも存在する

地域で被災し、避難所へと避難してくる住民への対応は重要だが、帰宅困難者（勤務先や外出先等で災害に遭遇し、自宅への帰還が困難になった者）や在宅避難者（被災者の中で「避難所に居場所を確保できず、やむを得ず被災した自宅に戻って避難生活を送っている者」、若しくは「ライフライン等が途絶した中で不自由な生活を送っている者」）の対応拠点としても、避難所は機能しなければならない。

1 帰宅困難者

帰宅困難者は、他市町村からの通勤、通学、観光客等が多く含まれる。市内の学校、事業所等には、各組織内の備えの充実を呼びかけ、各組織の帰宅困難者対策を依頼し、避難所への帰宅困難者の流入の抑制に努める。

2 在宅避難者

在宅避難者は、被災した家屋やライフラインが途絶した中で、不自由な「避難生活」を送っており、避難支援の対象であることを忘れてはならない。

また、寝たきりの家族を抱えている等の理由により、避難所に避難することができず、在宅避難生活を余儀なくされるケースもあり、在宅避難者が必要な物資を受け取りにくる場所になること等、避難所は在宅避難者支援の支援拠点としての機能を有する。

在宅医療患者等の中で、必要な薬剤・器材等（水・電気等含む。）を得られないため直接生命に関わる者、又は日常生活に重大な支障をきたす者などの把握及び必要物資の提供については、関係部局、団体等と連携を図り、特に配慮する。

生活物資・食料をはじめ、医療、福祉等のサービスの提供など、地域との連携も視野に入れ、地域特性に応じて、起こりうる事態を想定し、できるだけ事前準備に努め、支援の仕組みを検討しておく。



5. 「帰宅困難者・在宅避難者対策」チェックリスト

項目 番号	業 務 内 容	い つ				★主担当 ◎担 当 ○支 援 を記入	指 示 し た か	確 認 し た か	協働する 団体等
		準 備	初 動	応 急	復 旧				
対策項目 1 帰宅困難者対策の必要性を確認する									
1-1	昼間人口と夜間人口の差分を検討する。	○				防災担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1-2	帰宅困難者への対応を各企業等に要請を実施する。	○				防災担当、企画部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1-3	帰宅困難者の避難所における対応方針を検討する。	○				防災担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1-4	対応方針の周知を実施する。	○				防災担当、企画部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1-5	帰宅困難者の誘導を実施する。		○			避難所支援班	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	駅員、警察
対策項目 2 在宅避難者対策を実施する									
2-1	在宅避難者の安否確認方法を検討する。	○				防災担当、保健福祉部総括	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2-2	在宅避難者への対応方針を検討する。	○				防災担当、保健福祉部総括	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2-3	在宅避難者の安否確認を実施する。			◎		防災担当、保健福祉部総括	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	社協、NPO、ボランティア
2-4	在宅避難者のニーズ把握を実施する。			○		防災担当、保健福祉部総括	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	社協、NPO、ボランティア
2-5	在宅避難者への生活支援を実施する。			○		防災担当、保健福祉部総括	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	社協、NPO、ボランティア

Ⅱ 避難所の運営（発災後）

基幹業務

6 避難所の運営サイクルの確立

実動訓練等で避難所の運営を経験しておくことが有効

災害が発生し、避難所を開設するにあたって、最初に施設の被害状況を把握したうえで、避難者を受入れられる状態か否かを確認する必要がある。災害対策本部では、まず各避難所の被害状況、避難者数の把握を的確に行い、市内の避難所数に不足がないかを判断する。

災害時にいち早く避難所の運営サイクルを確立するために、避難者の受付・名簿作成について実動訓練等を実施し、個人情報保護法・条例と災害時の安否確認対策についても知識の共有を図る。

避難所に被災者が流入し、「場所取り」が始まってしまうと、被災者の再配置は大変難しいことが現実である。特に、避難者受入れ時の要配慮者のためのスペース確保は困難であることから、平時に避難所の空間配置地図をつくり、市防災担当、施設担当事務局及び地域住民等で、協議決定し、共有しておくことが重要である。

状況に応じて、エリア分けを示す案内板を作成する等の工夫をする。

1 避難所運営等の基本方針

(1) 避難所を運営するに当たっては、

- ・ 発災直後に避難・救助により助かった命の確保が最優先事項となる時期
- ・ 次第に生活が安定し始め、被災者自身による自治的な運営が行われる時期

といったフェーズ（災害対応段階）に分類し、このフェーズごとに、その設置から解消に至るまで、避難所の設置やそのレイアウト作り等のハード面だけでなく、その運営等に係るソフト面についても、人員や物資に限られる中、最優先ですべき事項やフェーズの移行につれて重要度が増してくる事項等を整理し、適切に対応していく。

(2) 市災害対策本部下に、各避難所における被災者のニーズの把握や、他の地方公共団体等からの応援及びボランティア等の応援団体の派遣調整をする「避難所支援班」を組織し、避難所運営を的確に実施する。

(3) 避難所のスペース、支援物資等に限られた状況においては、避難者全員、または要配慮者全員に対する平等性や公平性だけを重視するのではなく、支援者の有無や障害の種類・程度に加え、性別、環境が変わったことによる健康状態、声の出しやすさ、本人の理解、家族や周囲の状況等、様々な事情を考慮し優先順位をつけ、高齢者、障がい者等の枠組みにとらわれず、「一番困っている人」から柔軟、機敏、そして臨機応変に対応する。

(4) 避難所で生活する避難者だけでなく、地域での在宅避難者も支援の対象としていることから、地域の避難所を、情報収集や情報提供、食料、飲料水、物資、サービスの提供等に関する地域の支援拠点とする。

2 避難所の設置と機能整備

(1) 避難所の設置

- ① 災害発生時は、指定避難所等の被災状況、周辺火災の延焼等の二次災害の可能性、危険物の有無など安全面を確認の上、避難所を設置する。
- ② ライフライン機能が容易に復旧せず、避難が長期化すると見込まれる場合や、道路が途絶し孤立するような場合は、十分な支援が行き届かず、避難所での生活環境悪化が見込まれるため、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討し、市やボランティア等による支援が享受できる地域への避難や、広域一時滞在について検討する。
- ③ 大規模かつ広域な災害時は、避難者が大量に発生し、通常想定している避難所だけでは大きく不足することが想定されることから、避難所への入所については高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児を抱えた家族など、要配慮者を優先的に入所させたり、また住宅の被災が軽微でライフラインが途絶されていない被災者には在宅避難の誘導も検討しておく。

(2) 避難所の機能

- ① 避難所は、緊急物資集積場所、情報収集・情報提供の場所、在宅避難者が必要な物資を受け取りに来る場所となる役割があるので、運営上、避難入所者のためだけの施設とならないようにする。
- ② 指定避難所は、必要な場合に要介護高齢者、乳幼児世帯、障がい者世帯、感染症患者等が入所できるよう、あらかじめ福祉避難室用スペースについて考慮しておく。
- ③ 避難所は、地域情報拠点として、健康等の生活支援の相談窓口を開設する他、就労相談のためハローワーク職員へ指定避難所を巡回するよう要請する。
- ④ バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合は、要配慮者が利用しやすいよう、速やかに障がい者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。
- ⑤ 常時介護や治療が必要となった者については、速やかに特別養護老人ホーム等への入所や病院等への入院手続きをとる。このような状況を想定して、事前に関係機関と連絡調整しておく。
- ⑥ 被災者の避難所における生活環境の整備に必要な措置を講じるため。優先順位を考慮して、必要に応じ下記の設備等を整備しながら、被災者に対する男女別トイレ、更衣室、洗濯干し場、授乳室等によるプライバシーの確保、暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保の他、子供の遊び場、学習スペースの確保等、生活環境の改善対策を講じる。
 - ア 畳、マット、カーペット、段ボール製簡易ベッド、パーテーション
 - イ 冷暖房機器
 - ウ 洗濯機、乾燥機、洗濯干し場
 - エ 仮設風呂、シャワー
 - オ テレビ、ラジオ
 - カ 簡易台所、調理用品
 - キ その他必要な設備等
- ⑦ 避難生活が長期化した場合、被災者の孤立感を解消し、生きがいや居場所を見出し、心身の健康を確保していくため、避難所内に集会所等の交流の場を提供する。

3 避難所リスト及び避難者名簿の作成

- (1) 避難所の状況を把握し、支援を漏れなく実施するため、市災害対策本部及び防災担当保健福祉部総括は開設避難所をリスト化（様式1、様式2）しておく。
- (2) 避難者数や状況把握は、食料の配給等において重要となることから、避難者一人ひとりに、氏名・生年月日・性別・住所・支援の必要性の有無等を記帳してもらい、避難者名簿を作成する。
- (3) 個別情報を記載でき、情報の開示先、開示する情報の範囲について、被災者の同意の有無についてチェックできる避難所名簿（様式3）を事前に作成し保管しておくこと。また、避難所運営訓練を通して、市職員と住民がこれら様式を普段から活用できるようにしておく。
- (4) 作成した避難者名簿の情報については、避難者台帳（様式4）に引き継ぎ、継続的な被災者支援に活用する。

4 避難所の運営主体

(1) 運営責任者の配置

- ① 避難所を設置した場合は、運営責任者を配置し、避難所の運営を行う。
- ② 予定していた運営責任者の配置が困難な場合もありうるため、当面本来の施設管理者等を運営責任者に充てることも考えられるので、運営責任者の役割について施設管理者の理解を十分に深めておく。
- ③ 災害発生直後から当面の間は、運営責任者は昼夜での対応が必要となることが予想されるため、交代体制に配慮する。

(2) 運営責任者の役割

- ① 避難所に避難した被災者の人数、性別、世帯構成、被害状況、必要な支援の内容など支援にあたり特別な配慮を要する者の状況等を可及的速やかに把握し、当該避難所における避難者名簿を整備する。
- ② 避難所に必要な食料・飲料水、毛布等の生活必需品の過不足を把握し調整するため、常に、市災害対策本部や近接する他避難所と連携・連絡をとる。（様式5-1、様式5-2、様式5-3）
- ③ 避難所の運営にあたっては、避難者主体運営の班を設置し、避難者自身の役割分担を明確化することにより、避難者自身が避難所運営に貢献できる体制を整えること。また、避難所内の役割分担に問題が生じた際に、必要に応じてそれを調整するコーディネーターを置く。

【避難所運営班の構成】

班 名	役 割
調 整 班	各班の業務の調整
情 報 班	市との連絡・調整の窓口、情報収集と情報提供
管 理 班	避難者数等の把握、施設の利用管理
相 談 班	避難者のニーズ把握、避難者からの相談対応
食 料 班	食料配給、炊出し
物 資 班	物資の調達・管理、配給
環 境 班	生活衛生環境の管理、避難所内の清掃
保 健 班	避難者の健康状態の確認、感染症予防
要配慮者支援班	要配慮者の支援
巡 回 警 備 班	避難所の防火・防犯対策
避難者交流班	避難者の生きがいがいづくりのための交流の場の提供
ボランティア班	ボランティアの要請、調達

- ④ わかりやすくまとめた紙媒体などを活用し、要配慮者の配慮事項や支援方法等を避難所に滞在する避難者へ周知する。
- ⑤ 避難者名簿に基づき、常に被災者の実態や需要把握をすること。支援にあたり、特別な配慮を要する者を把握した場合は、必要に応じて、ホームヘルパーの派遣、社会福祉施設等への緊急入所又は福祉避難所への避難等を行うため、市に連絡すること。特に、当該施設が定員を超過して要配慮者を受入れる必要が生じた場合は、市保健福祉部総括と福祉事業所等との間で緊密な連絡をとる。
- ⑥ 要配慮者支援のため、要配慮者支援連絡会議を適宜開催し、関係機関等の支援活動の実施状況や人的・物的資源の状況、避難所等における要配慮者のニーズを把握し、共有すること。関係機関等は、支援活動の状況把握や調整を担当できる者を派遣し、外部からの人材を活用することが適切である。
- (3) 住民による自主的運営（様式6-1、様式6-2）
- ① 避難所における支援は、被災者の生活再建という最終目標を視野に入れ、対応力向上につなげて行くことが重要である。避難所の運営担当者は、避難所設置後、市職員等による運営から、被災前の地域社会の組織やNPO団体、ボランティア等の協力を得ながら、避難者の自主的運営に移行する立ち上げや地域コミュニティ維持に配慮した運営になるよう支援すること。また、避難者による自発的な避難所での生活ルール（別紙1）づくりを支援する。
- ② 避難者による避難所運営組織は、女性も運営メンバーの一員として加わり、乳幼児や子供のいる家庭等のニーズに配慮し、生理用品等女性に必要な物資や衛生・プライバシー等に関する意見を反映させる。また、要配慮者支援班等と連携して、要配慮者の意見も反映させる。
- ③ 避難者の自主的運営の役割が、一部の避難者に負担が偏らないように配慮する。

5 応援体制の整備

(1) 応援要請

- ① 市職員のみでは支援要員が不足する場合に、速やかに県に対し、避難所を運営する職員の他、要配慮者の状態を鑑み、介護を行う者（ホームヘルパー等）、手話通訳者、通訳介助者等の必要な職員の応援派遣を要請する。
- ② 医師や看護師等の医療関係者や、社会福祉士等の専門職種については、別途全国単位や都道府県単位で職能団体が独自の人的スキームを設けているものもあることから、県と連携し、これらを適切に活用対応する。

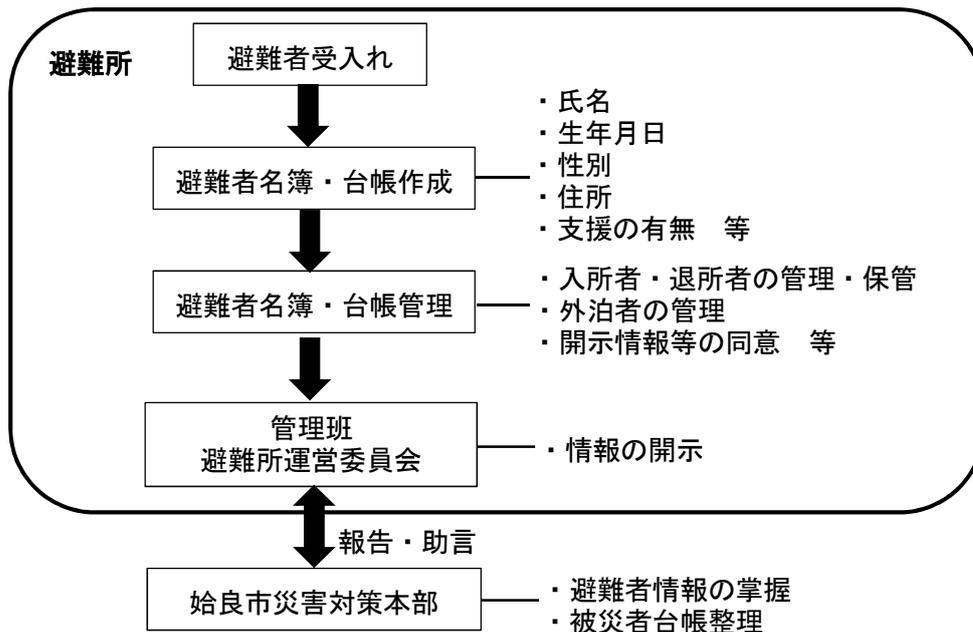
(2) ボランティアとの連携

- ① 被災者への救援物資の配布、避難所運営や炊出し、要配慮者の安否確認、きめ細やかな在宅生活支援等、災害時においてボランティアが果たす役割は極めて大きいことから、ボランティアと積極的に連携する。
- ② ボランティアを迅速かつ円滑に受け入れることができるよう、ボランティアに対する市の担当窓口とボランティア活動の連絡・調整（コーディネート）組織を明確に定め、周知を図る。
- ③ ボランティア活動を支援するため、市社会福祉協議会、NPO団体、ボランティア団体等と連携し、刻々と変化するボランティアの需要について把握し、活動者等に的確な情報を提供する。
- ④ 避難者自身にも、ボランティア活動に参加するよう呼びかける。
その他、ボランティアとの連携方法については、「災害時の福祉救援ボランティア活動に関するマニュアル」（平成8年10月1日）を参考とすること。

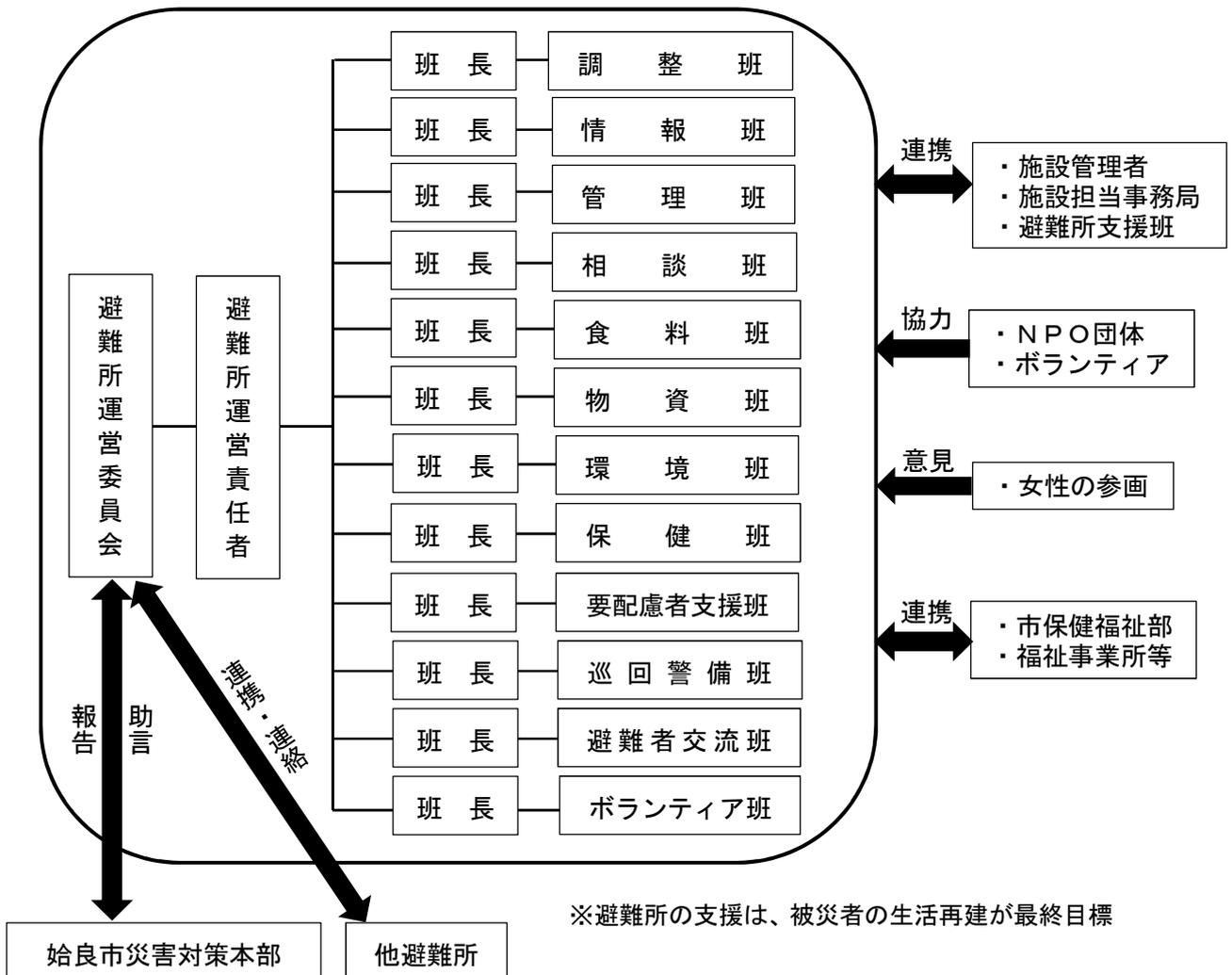
6 広域一時滞在（広域避難）

- (1) 市地域に係る災害が発生し、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合に、他市町村の区域における広域一時滞在（災害対策基本法第86条の8等）の必要があると認めるときは、当該被災住民の受入れについて、受入先として考えられる市町村の市町村長等と協議する。
- (2) 本市への、広域一時滞りの協議を受けた場合は、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受入れるものとし避難所を提供する。
- (3) 広域災害時には、被災者の避難先は広く他の都道府県に及ぶことから、被災地域外の避難者が情報過疎に置かれることがないように、被災者台帳の活用などにより、被災者の居所の把握等情報収集を行うとともに、地域外避難者に対して広報紙、市ホームページ等、何らかの情報提供を行う。
- (4) 広域避難をした被災者が、継続的に避難支援等が受けられるよう配慮する。
- (5) 広域避難者の所在が把握できるよう、他市町村間との連絡を密にし、情報、サービスの提供に支障が生じないように配慮する。

【避難者名簿（様式3）、避難者台帳（様式4）管理イメージ】



【避難所運営体系図】





6. 「避難所の運営サイクルの確立」チェックリスト

項目 番号	業 務 内 容	い つ				★主担当 ◎担 当 ○支 援 を記入	指 示 し た か	確 認 し た か	協働する 団体等
		準 備	初 動	応 急	復 旧				
対策項目 1 災害対策本部・避難所支援班において避難所の運営管理を実施する									
1-1	避難所の被害状況把握を実施する。		◎			避難所支援班	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1-2	被害を受けた避難所の応急修理を実施する。			○		避難所支援班、営繕・ 建築担当、施設担当 事務局	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1-3	避難所の開設状況の確認を実施する。			○		避難所支援班	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1-4	避難所の数が不足していないかの確認を実施する。			○		避難所支援班	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1-5	余震等による爆発的な避難者数の増加への対応を実施する。			○		避難所支援班	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
対策項目 2 避難所の被害状況確認を実施する									
2-1	施設の構造被害チェックを実施する。		○			施設管理者、施設担 当事務局、避難所派 遣職員	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2-2	施設の内部被害チェックを実施する。		○			施設管理者、施設担 当事務局、避難所派 遣職員	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2-3	危険箇所のチェックを実施する。		◎			施設管理者、施設担 当事務局、避難所派 遣職員	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2-4	立入禁止場所の表示を実施する		◎			施設管理者、施設担 当事務局、避難所派 遣職員	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2-5	施設の被害チェック結果を災害対策本部へ報告する。		○			施設管理者、施設担 当事務局、避難所派 遣職員	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2-6	備蓄品のチェックを実施する。			○		施設管理者、施設担 当事務局、避難所派 遣職員	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2-7	ライフラインの被害チェックを実施する。			○		施設管理者、施設担 当事務局、避難所派 遣職員	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
対策項目 3 避難所運営会議（定例）を実施する									
3-1	避難所運営の方針を決定する。			◎		避難所運営委員会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3-2	方針に基づく各主体の役割分担の決定を実施する。			○		避難所運営委員会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	社協、NPO、 ボランティア
3-3	運営計画の策定を実施する。			○		避難所運営委員会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3-4	必要物品、資機材の洗い出しを実施する。			○		避難所運営委員会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3-5	不足分の確保・要請を実施する。			○		避難所派遣職員	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	応援職員
対策項目 4 避難所の運営ルールを確立する									
4-1	避難所の生活ルールの確立を実施する。	○		◎		避難所運営委員会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
4-2	避難所の生活ルールの周知、掲示を実施する。			○		避難所運営委員会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
4-3	避難所運営日誌を作成する。			○		避難所運営委員会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
4-4	避難者のニーズ把握を実施する。			◎		避難所運営委員会、 保健担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	社協、NPO、 ボランティア

項目 番号	業 務 内 容	い つ				★主担当 ◎担 当 ○支 援 を記入	指 示 し た か	確 認 し た か	協働する 団体等
		準 備	初 動	応 急	復 旧				
4-5	NPO、ボランティアへの支援要請を実施する。			○		避難所派遣職員	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	応援職員
対策項目 5 避難所運営の実施手順の確立を実施する									
5-1	避難者受付（名簿作成含む）を実施する。			○		避難所運営委員会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
5-2	避難者人数の定期報告を実施する。			◎		避難所運営委員会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
5-3	避難者（受付）名簿の作成を実施する。			○		避難所運営委員会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
5-4	避難者（受付）名簿の管理を実施する。			○		避難所運営委員会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
5-5	入・退所管理を実施する。			○		避難所運営委員会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
5-6	避難者の属性（年齢、性別、特殊ニーズ）の把握を実施する。			○		避難所運営委員会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
5-7	被災者台帳の作成を実施する。			○		避難所運営委員会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

7 情報の取得・管理・共有

避難者への情報提供に努める

避難所においては、避難者の情報ニーズが高まる。情報の取得、管理、共有手段について、被災の影響による現実の制約条件を踏まえながら対応することが必要になる。このため、市は平時から各避難所に、デジタル無線機、特設公衆電話等の通信手段の設置や非常用発電機の確保に努めるとともに、段階的に防災行政無線、始良市防災・地域情報メール、テレビ、コミュニティFMラジオ、インターネット等の媒体により、被災者向け「広域情報の収集・配信」を行う。また避難所に、テレビ、ラジオ、パソコンを設置することにより、避難者自らが情報収集できる手段を提供することは、被災者の自立的な再建意欲を高める。地域の被害情報や復旧情報など様々な情報が、避難者に共有されることで、自然発生的な「避難所間の格差是正」「避難所の集約」「避難所の早期解消」「生活再建」への流れが生まれる効果が期待される。

1 避難者への情報提供等

(1) 通信手段の確保

被災者への情報提供や被災者相互の安否確認、避難所外被災者の情報収集を行うため、避難所内にラジオ、テレビ、特設公衆電話、ファクシミリ、パソコン等の通信手段の確保に努める。

(2) 被災者のニーズに即した情報提供等

① 被災者が必要とする情報

ア 避難誘導段階

イ 避難所設置段階

ウ 避難所生活段階

エ 応急仮設住宅設置段階

オ 応急仮設住宅生活段階等、災害発生からの時間の経過に伴い、刻々と避難生活形態が変化していくことから、被災者のニーズに即した情報を的確に提供する。

② 応急仮設住宅における生活段階等、災害発生から一定の時間が経過した段階において、恒久住宅の建設計画等に関する情報等、被災者が将来に希望を持って安心して生活ができるような情報を提供する。

③ 市から避難所や地域への情報提供ルートを確立すること。また、市の避難所の状況、被災者数、避難所内の問題等を、市から県へ情報提供できるような体制を確立する。

(3) 要配慮者等への情報提供

① 避難所運営支援班と連携し、各避難所へ専門的支援者が派遣された場合、避難所の要配慮者に対して、専門的支援者が派遣された旨の情報提供を行う。

② 障がい児（者）への情報提供にあたり、障がい児者（支援）団体やボランティア団体と連携し、情報共有を図る。特に、視覚障がい児者をサポートする者の配置等の配慮が必要である。

- ③ 障がい児（者）には情報伝達がされにくいことから、避難者の状態に応じ、下記の方法による伝達方法を工夫する。
- ア 聴覚障がい児（者）・・・掲示板、ファクシミリ、手話通訳、要約筆記、文字放送等
 - イ 視覚障がい児（者）・・・点字、音声等
 - ウ 盲ろう児（者）・・・指字、手書き文字等
 - エ 知的障がい児（者）、精神障がい児（者）、発達障がい児（者）、認知症者
わかりやすい短い言葉、文字、絵や写真の掲示等
- ④ 視覚障がい児及び視覚障がい者、聴覚障がい児及び聴覚障がい者、盲ろう児（者）は、仮設住宅、就労支援等の自立に向けた支援等の情報の取得が難しい面もあるので、被災地における障がい児者団体のコミュニティ等を通じて、障がい者同士が自立支援等の情報を得られる環境・場の設定や体制づくりを検討する。
- ⑤ 外国人の中には、日本語を話せない、理解できない者や、被災地の地理や事情に不慣れな者もおり、必要な情報を得ることが困難と考えられることから、ボランティア等の協力も得ながら、必要に応じて、可能な限りの多言語やひらがな・カタカナ等のわかりやすい言葉による情報提供、絵や写真の提示など、多様な手段により情報提供がなされるよう配慮する。

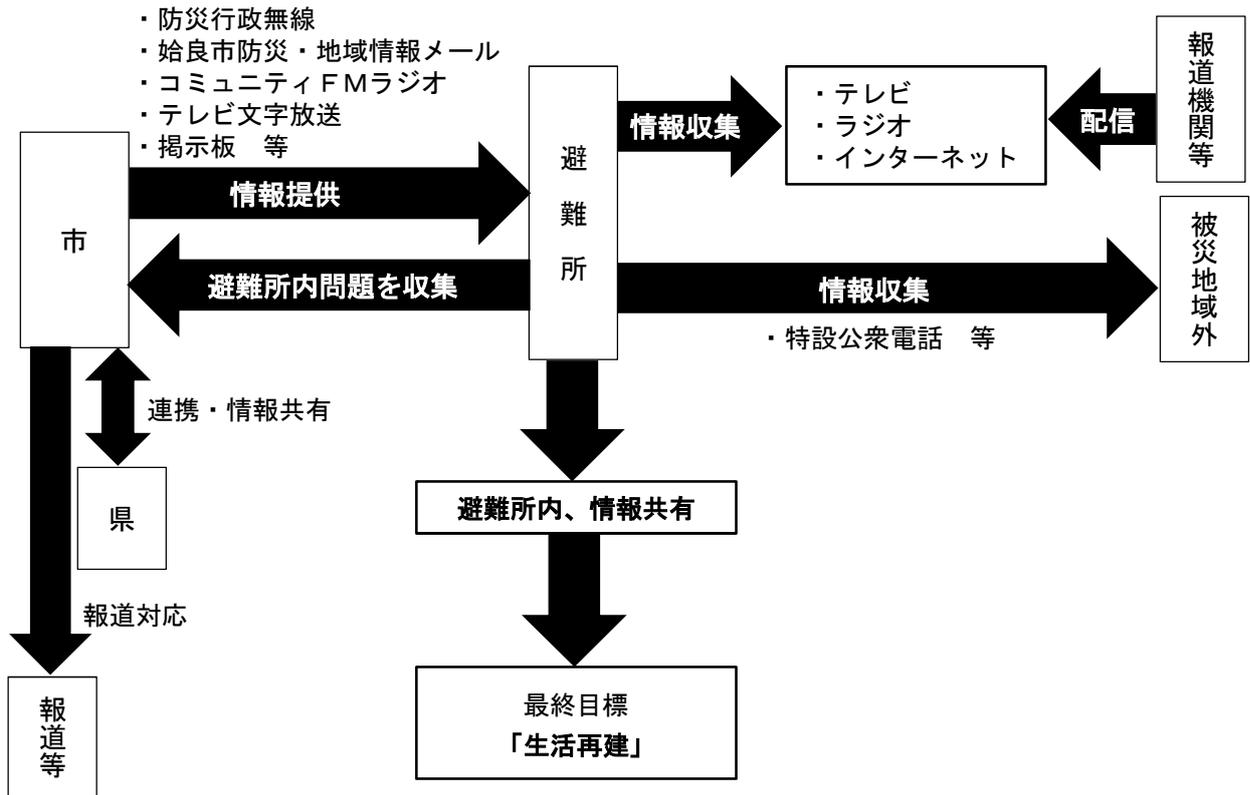
2 要配慮者からの情報提供

要配慮者が周囲の避難者に対して支援してほしいこと、知っておいてほしいことについて、カード等を活用することにより、要配慮者自ら自分の状態に関する情報を発信できるように配慮し、要配慮者の意思を尊重すること。また、家族や支援者と十分な連携を図る。

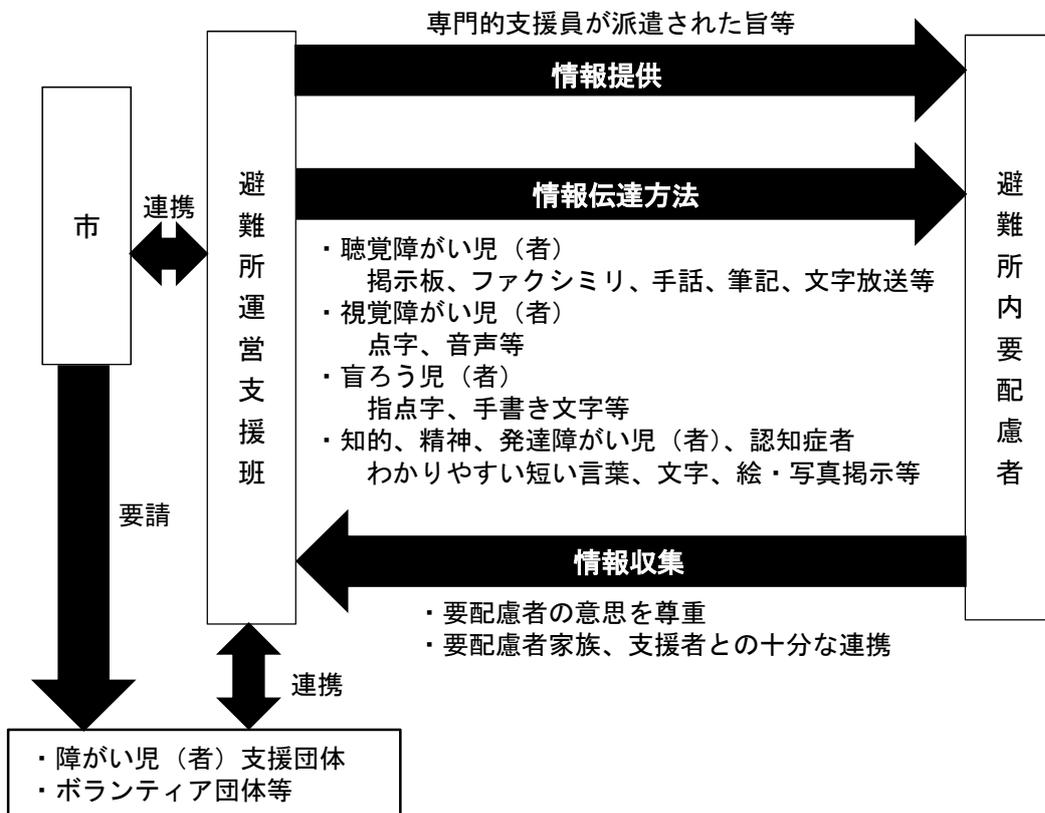
3 相談窓口

- (1) 高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮者や在宅避難者も含め、様々な避難者の意見を吸い上げるため、相談窓口を設置すること。相談窓口には、女性の障がい者等に適切に対応できるようにするため、関係部署職員をはじめ、女性の配置も検討する。
- (2) 相談窓口で把握した被災者のニーズについて、避難所において対応できない場合は、必要に応じ、避難所運営責任者から市へ、市でも対応できない場合は県へと、適切に伝えていく体制を構築する。
- (3) 避難所で避難生活を送っている段階から、生活再建に向けて取組むことが必要であるため、生活再建に必要な多様な相談支援を行うことができるよう、就労支援等の相談窓口を提供する。
- (4) 外国人へは、情報提供のほか、ボランティア等の協力も得ながら、必要に応じて、可能な限り通訳を配置し、外国人向け相談体制についても配慮する。

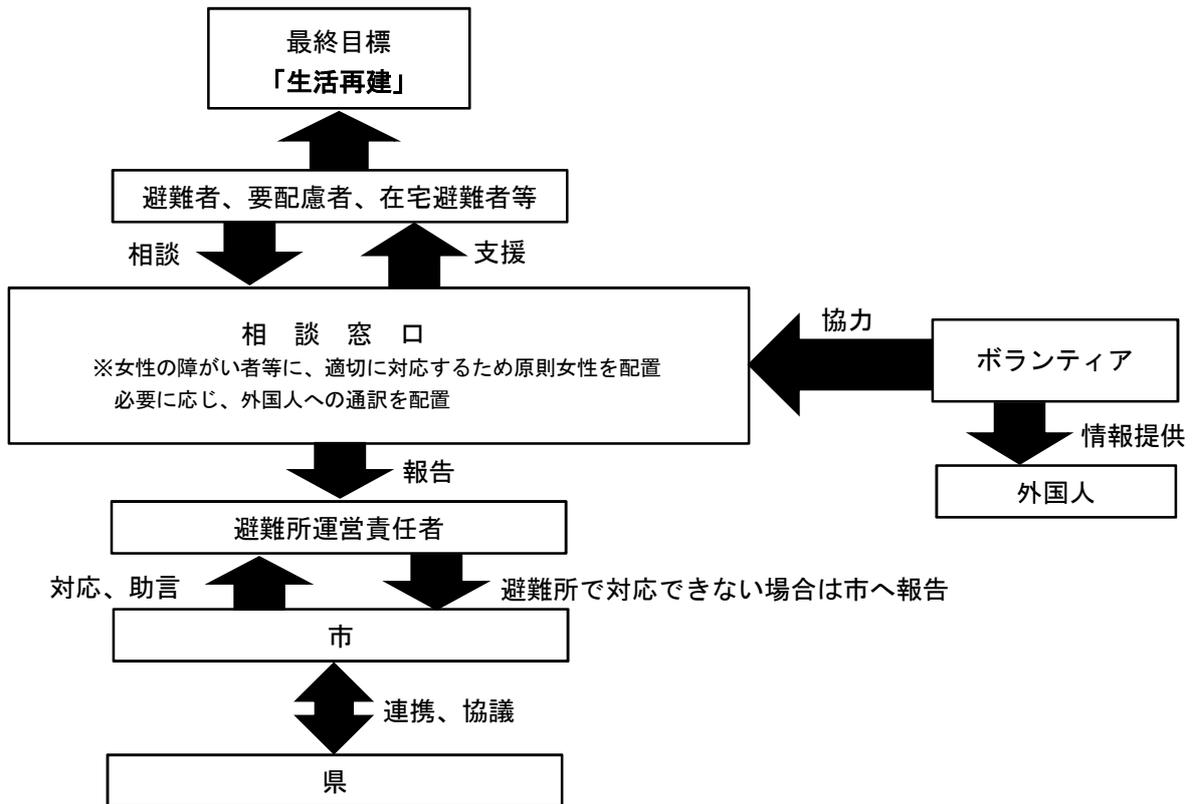
【避難所内部及び外部への情報提供・収集イメージ】



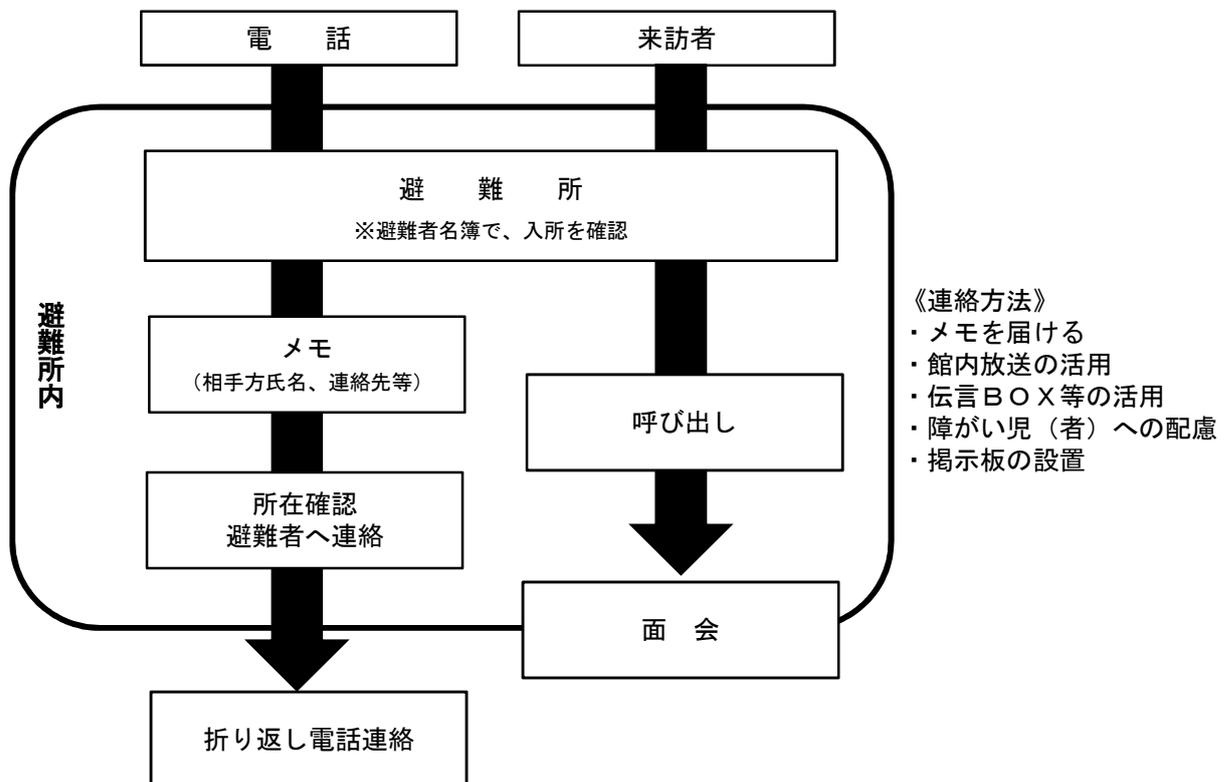
【要配慮者への情報提供、収集イメージ】



【相談窓口イメージ】



【安否照会、問合せ対応イメージ】





7. 「情報の取得・管理・共有」チェックリスト

項目 番号	業 務 内 容	い つ				★主担当 ◎担 当 ○支 援 を記入	指 示 し た か	確 認 し た か	協働する 団体等
		準 備	初 動	応 急	復 旧				
対策項目 1 情報取得手段を確保する									
1-1	無線、特設公衆電話等通信手段を確保する。	◎	○			防災担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1-2	無線等情報機器のための電源を確保する。	◎	○			防災担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1-3	防災ラジオ又は戸別受信機を確保する。	◎			○	防災担当、施設担当 事務局、施設管理者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1-4	情報入手機器（テレビ、ラジオ等）を確保する。	◎			○	防災担当、施設担当 事務局、施設管理者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1-5	携帯電話、スマートフォン等の充電手段を確保する。				○	防災担当、施設担当 事務局、施設管理者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1-6	新聞等の情報入手手段を確保する。				○	防災担当、施設担当 事務局、施設管理者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
対策項目 2 外部向けの広報活動を実施する									
2-1	避難所の開設状況を周知する。		◎	○		防災担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2-2	避難所の使用可否を周知する。			○		防災担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2-3	避難所の代替施設開設を周知する。			○		防災担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2-4	マスコミ取材対応方法を検討する。	◎				災害対策本部、施設 管理者、避難所運営 委員会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2-5	避難者の安否照会対応（外部からの問合せ）を実施する。				○	避難所運営委員会、 避難所派遣職員	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	応援職員
対策項目 3 内部向けの情報共有を実施する									
3-1	災害対策本部からの情報周知を実施する。				○	避難所運営委員会、 避難所派遣職員	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	応援職員
3-2	地域の被害状況の集約方法を検討する。	◎				避難所運営委員会、 避難所派遣職員	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3-3	地域の被害・復旧状況等の情報周知を実施する。				○	避難所運営委員会、 避難所派遣職員	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	応援職員
3-4	支援情報の仕分けを実施する。				◎	避難所運営委員会、 避難所派遣職員	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	応援職員
3-5	支援情報の掲示を実施する。				○	避難所運営委員会、 避難所派遣職員	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	応援職員
3-6	地域の復旧見込み等の説明会を検討する。				○	避難所支援班	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
対策項目 4 内部向けの情報共有手段を確保する									
4-1	内部向け情報掲示板を設置する。				○	避難所派遣職員、施 設担当事務局、施設 管理者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
4-2	掲示情報の整理（見やすさの検討）を実施する。				◎	避難所運営委員会、 避難所派遣職員	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	応援職員
4-3	支援情報の掲示板を設置する。				○	避難所運営委員会、 避難所派遣職員	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	応援職員
4-4	ライフラインの復旧情報の確認・情報を実施する。				○	避難所運営委員会、 避難所派遣職員	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	応援職員

項目 番号	業 務 内 容	い つ				★主担当 ◎担 当 ○支 援 を記入	指 示 し た か	確 認 し た か	協働する 団体等
		準 備	初 動	応 急	復 旧				
対策項目 5 外部向けの広報手段を確保する									
5-1	外部向け掲示板を設置する。			○	施設管理者、施設担 当事務局、避難所派 遣職員	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	応援職員	
5-2	在宅避難者への情報発信を実施する。			◎	避難所支援班 避難所派遣職員	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	応援職員	
5-3	支援者への情報発信を実施する。			○	避難所派遣職員	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	応援職員、ボ ランティア本 部等	

8 食料・物資管理

「プッシュ型」から「要請型」へ～物資の確保は重要業務

避難所に食料・飲料水等を置いておくスペースがない場合は、備蓄品をプッシュ型（初動期において要請がなくても、最低限必要と思われる物資を避難所へ送り届けること）で輸送ができるよう、物資供給計画を作成しておく。

物資供給計画については、ヤマト運輸株式会社鹿児島主管支店と事前に協定締結した内容の他、物資の調達、輸送、整理、梱包する「物資拠点」、避難所までの輸送ルートを具体的に確認するほか、避難所での物資保管場所を決めておく。

発災直後においては、プッシュ型での物資配送、応急期以降は避難所からの要請や避難者に応じた物資配送を行う。要請がない場合には、ニーズ把握・発信の手段を別途設けることが必要である。避難所から物資を要請する際には、要配慮者、女性、子育て世代、支援者などの意見を取り入れるよう工夫する。併せて、在宅避難者への提供方法も検討する。

飲料水の確保が済んだら、生活用水（飲料水以外の生活に必要な水）の確保についても検討する。トイレ、清掃用、洗濯、清拭等、飲料水以外の水が避難所生活においても必要になる。

生活用水は、要請物資に頼るのではなく、市、地域で確保することを前提とする。

避難生活が長期化すれば、温かい食事の提供、栄養管理について、地域やボランティアによる炊出し等、具体的な方法を検討しておく。

また、避難所における「食物アレルギー」「介護食」等、配慮が必要な者に対する食料品等の特別なニーズへの対応は、被災者の生命と健康を守るために不可欠である。なお、食物アレルギー避難者への配慮として、「I 運営体制の確立（平時） 1 平時からすべき業務 2 避難所の指定（1）食料・飲料水の備蓄」内に、備蓄確保について記載する。

1 食物アレルギーの防止等の食料や食事に関する配慮

(1) 食事の原材料表示

食物アレルギーの避難者が食事を安心して食べることができるよう、避難所で提供する食事の原材料表示をした包装や食材料を示した献立表を掲示し、避難者が確認できるようにする。

(2) 避難者自身によるアレルギーを起こす原因食品の情報提供

避難所において、食物アレルギーの避難者の誤食防止に向けた工夫として、配慮願いたい旨を周囲に伝えるために、目視確認できるよう食物アレルギーの対象食料が示されたビブス、アレルギーサインプレート等を活用する。

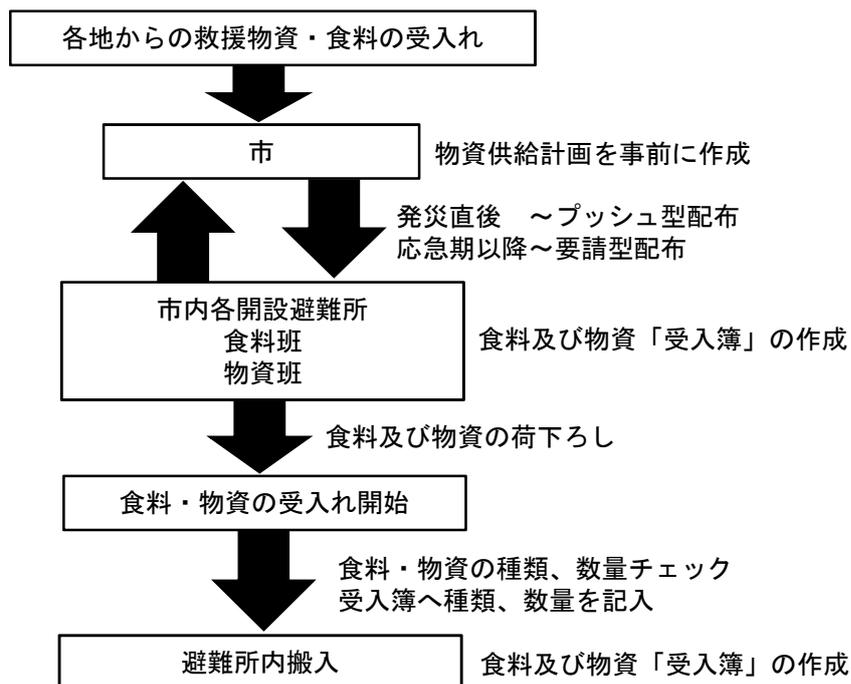
(3) 文化・宗教上の理由による食事への配慮

文化・宗教上の理由から外国人等の避難者が食べることのできない食材がある場合は、当該避難者に対し、可能な限り配慮する。

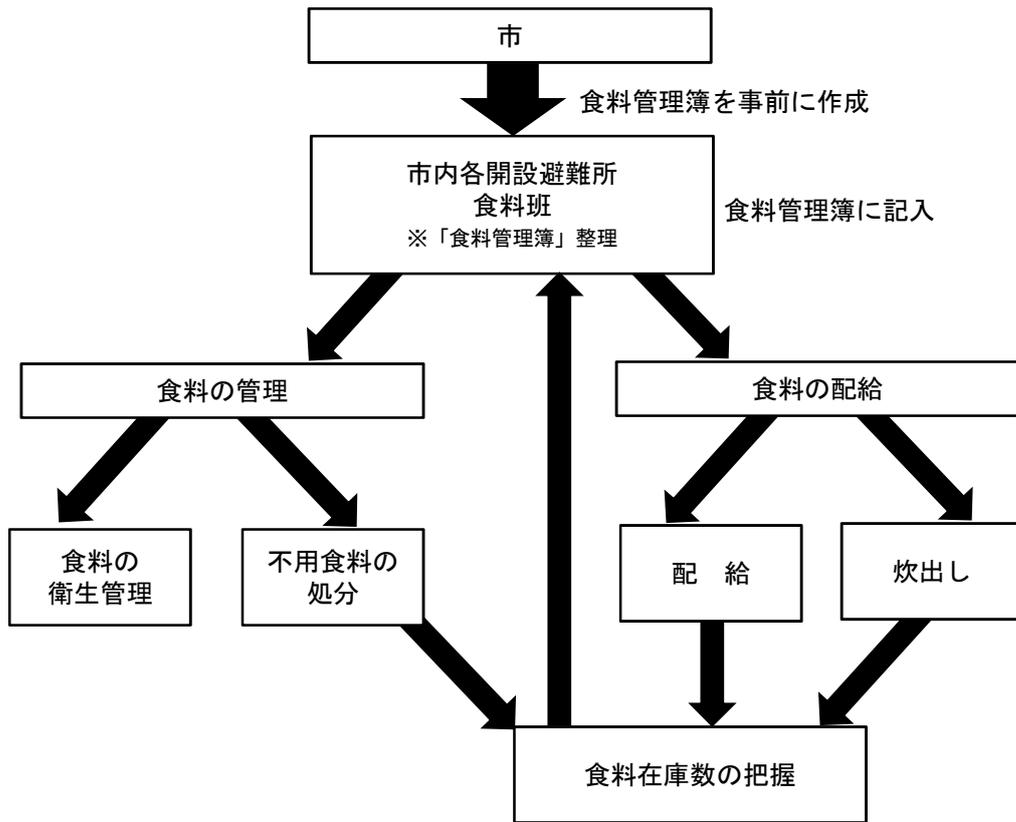
2 一定期間経過後の食事の質の確保

- (1) 食料の供給にあたり、管理栄養士の活用等により長期化に対応して多彩なメニュー、適温食の提供、栄養バランスの確保、要配慮者（咀嚼機能低下者、疾病上の食事制限者、食物アレルギー患者（児）等）に対する配慮等、質の確保についても配慮する。
- (2) ボランティア等による炊出し、特定給食施設の利用等による多様な供給方法の確保に努めるとともに、被災地の地元事業者が営業を再開するなど災害の発生から一定の期間が経過した段階においては、食料等の供給契約を順次地元事業者等へ移行させるなどにより、適温食の確保に配慮する。
- (3) 一定の期間が経過した段階において、被災者自らが生活を再開、また多彩なメニューや適温食の確保を図るという観点から、避難所等における炊事する場の確保、食材や燃料の提供、ボランティア等の協力や避難所内の互助体制等の環境づくりを進める。

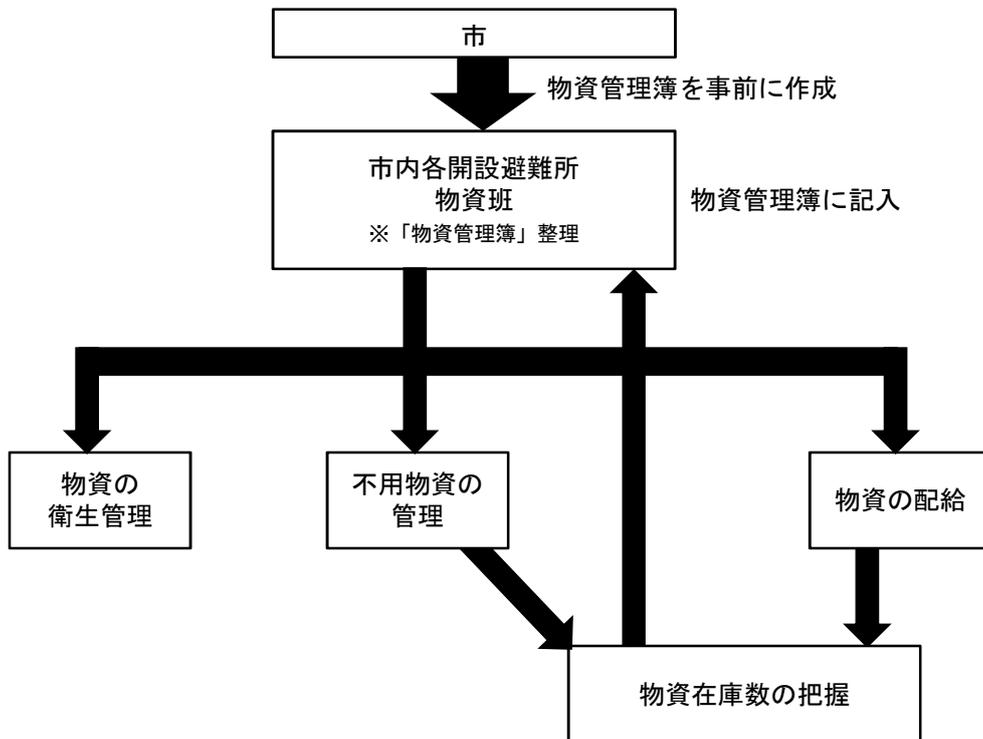
【食料・物資の受入れイメージ】



【食料の管理・配給イメージ】



【物資の管理・配給イメージ】



8. 「食料・物資管理」チェックリスト

項目 番号	業 務 内 容	い つ				★主担当 ◎担 当 ○支 援 を記入	指 示 し た か	確 認 し た か	協働する 団体等
		準 備	初 動	応 急	復 旧				
対策項目 1 物資の受入れ体制を整備する									
1-1	物資供給計画を作成する。	◎				物資担当等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1-2	物資の積み下ろし場所、ルートを確認する。	◎		○		物資担当等、避難所 運営委員会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	協定締結事業 所
1-3	物資の保管場所を確認する。	◎		○		物資担当等、避難所 運営委員会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1-4	物資の要請を実施する。			○		避難所運営委員会、 避難所派遣職員	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	応援職員
1-5	物資の管理を実施する。			○		避難所運営委員会、 避難所派遣職員	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	応援職員
1-6	在宅避難者用物資の配布体制を確認する。	◎		○		避難所運営委員会、 避難所派遣職員	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	応援職員、地 域住民
対策項目 2 食料等の確保を実施する									
2-1	地域の資源（食料等）の活用を実施する。	○	◎			避難者、地域住民	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2-2	備蓄物資の配布を実施する。		◎			避難所運営委員会、 避難所派遣職員	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2-3	アレルギー対応等特別食の確保を実施する。			○		物資担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2-4	避難所・在宅避難者別に必要食数の報告を実施する。			◎		避難所運営委員会、 避難所派遣職員	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	応援職員
2-5	食料の数量管理、衛生的な保管状況を確認する。			◎		避難所運営委員会、 避難所派遣職員	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	応援職員
2-6	炊出し実施のための調理器具や食材を確認する。				○	物資担当等、避難者、 地域住民	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2-7	個人属性に応じた栄養面への配慮を実施する。			○		保健担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	NPO、ボラ ンティア

9 トイレの確保・管理

トイレの利用は人間にとって大切な生理現象

トイレならびにトイレを支えるライフラインが機能停止に陥ると「排尿・排便を行う場所の確保」「し尿の保管」「し尿の処理・処分」等の手順の代替手段を確保する必要がある。加えて、「衛生環境の保持」「臭いや環境汚染への配慮」「人間の尊厳の尊重」などに配慮する必要がある、大きな課題である。避難所のトイレは、避難者、在宅避難者、避難所を拠点として活動している災害対応従事者等、様々な人が利用する。平時より、地域と十分に協議し、災害用トイレの確保と管理について対策をとる。

災害用トイレは大きく分けて4種類

- ・携帯トイレ
- ・簡易トイレ
- ・仮設トイレ
- ・マンホールトイレ

それぞれの特性に応じて、使用が想定される時期や準備に必要なものが異なる。上下水道、浄化槽の復旧見込みに応じて、災害用トイレの確保に平時から努める。

災害用トイレを確保・配備すると同時に、トイレの衛生管理が重要なポイントになる。避難所のトイレは大勢の人が使用するため、普段以上に衛生面や使い勝手に配慮が必要になり、衛生的で快適なトイレ環境を維持することで、感染症を含む健康被害を防ぐとことにつながる。感染症や衛生害虫、不快な臭いをできるだけ排除し、快適に利用するために清掃体制に取り組み、衛生環境維持のために、手洗い水の確保や手洗い方法の周知等が重要である。

すべての被災者が安心してトイレを利用できるよう、障がい児（者）や女性等の意見を積極的に取り入れるとともに、障がい者用のトイレを一般用とは別に確保することとする。障がい児（者）用トイレを健常者が使用することで混雑し、障がい児（者）が利用できないことがないようにするとともに、要配慮者のトイレ使用を支援する要員も確保するよう努める。

なお支援要員については、避難所の運営にあたり、避難者自身の役割分担を決める中で確保できるよう努める。

また、要配慮者を含めすべての避難者のトイレ使用に対する身体への苦痛の軽減を考慮して、洋式トイレの設置、避難所から災害用トイレまでの移動距離等を協議検討する。



9. 「トイレの確保・管理」チェックリスト

項目 番号	業 務 内 容	い つ				★主担当 ◎担 当 ○支 援 を記入	指 示 し た か	確 認 し た か	協働する 団体等
		準 備	初 動	応 急	復 旧				
対策項目 1 多重的に災害用トイレを確保する									
1-1	備蓄している災害用トイレを避難所に届ける手段を確保する。	◎	◎			防災担当、物資担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	協定締結事業所
1-2	各避難所のトイレの不足数を把握する。		◎	○		浄化槽・し尿処理担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1-3	簡易トイレの使用環境を確保する。		◎	○		浄化槽・し尿処理担当、施設管理者、施設担当事務局、避難所派遣職員、避難者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1-4	要配慮者専用トイレを確保する。		◎		○	浄化槽・し尿処理担当、施設管理者、施設担当事務局、避難所派遣職員、避難者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1-5	仮設トイレ（組み立て式含む）の使用環境を確保する。				◎	浄化槽・し尿処理担当、施設管理者、施設担当事務局、避難所派遣職員、避難者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
対策項目 2 既設トイレの活用と不足するトイレの把握を実施する									
2-1	既設トイレの使用可能な個室（便器）を確認する。		◎			施設管理者、施設担当事務局、避難所派遣職員	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2-2	既設トイレの水洗トイレの使用禁止等の措置を実施する。		◎			施設管理者、施設担当事務局、避難所派遣職員	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2-3	備蓄してある携帯・簡易・組み立て式トイレを設置する。		◎			施設管理者、施設担当事務局、避難所派遣職員、避難者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2-4	マンホールトイレの使用環境を確保する。				◎	施設管理者、施設担当事務局、避難所派遣職員、避難者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2-5	避難者人数と使用できるトイレの数から、不足するトイレ（便器）数を把握し、要請を実施する。			○		避難所派遣職員	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2-6	トイレの利用状況（並んでいないか、待ち時間はあるのか等）を把握する。				○	避難所運営委員会、避難者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
対策項目 3 トイレの使用ルールを確保する									
3-1	トイレの使用ルールの周知、掲示を実施する。	◎	◎		○	浄化槽・し尿処理、下水道担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3-2	トイレ用の履物を確保する。		◎		○	物資担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3-3	正しい手洗い方法の周知、掲示を実施する。				○	保健担当、避難所運営委員会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3-4	トイレの男女別をわかりやすくする表示を実施する。				○	避難所運営委員会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3-5	トイレの防犯対策を使用者に呼びかけを実施する。				○	防犯担当、避難所運営委員会、避難者、地域住民	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3-6	女性や要配慮者に意見を求め、改善を実施する。				○	避難所運営委員会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
対策項目 4 トイレの使用環境の改善を実施する									
4-1	高齢者、障がい者用トイレの動線の安全性を確保する。				○	避難所運営委員会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	社協、NPO、ボランティア
4-2	おむつや生理用品等を確保する。		◎		○	物資担当、防災担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
4-3	ウェットティッシュ、消毒液（手指消毒用・環境整備用）、消臭剤を確保する。	◎	○		○	物資担当、防災担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

項目 番号	業 務 内 容	い つ				★主担当 ◎担 当 ○支 援 を記入	指 示 し た か	確 認 し た か	協働する 団体等
		準 備	初 動	応 急	復 旧				
4-4	おむつや生理用品のサニタリーボックスを確保する。			○		物資担当、浄化槽・し尿処理担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
4-5	防犯対策としてトイレの中と外に照明を確保する。		◎	○		防犯対策担当、物資担当、施設担当事務局、施設管理者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
4-6	仮設トイレ等の防犯対策（施錠、防犯ブザー等）を実施する。			○		防犯対策担当、避難所運営委員会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
4-7	手すりの設置・段差の解消を実施する。	○		○		物資担当、営繕・建築担当、施設担当事務局	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
4-8	子供用のトイレ（便座）を確保する。			○		物資担当、防災担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
対策項目 5 トイレの特別ニーズ対応を実施する									
5-1	トイレに行くのに配慮が必要な人等の把握を実施する。		◎	○		避難所運営委員会、避難者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
5-2	配慮が必要な方のボランティアの要請を実施する。			○		避難所派遣職員	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	応援職員
5-3	感染者が出たときの専用トイレを確保する。			○		物資担当、浄化槽・し尿処理担当、避難所運営委員会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
5-4	装具交換やおむつ交換のための折りたたみ台を検討する。			○		物資担当、浄化槽・し尿処理担当、避難所運営委員会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
5-5	人工肛門・人工膀胱保有者のための装具交換スペースを検討する。			○		物資担当、浄化槽・し尿処理担当、避難所運営委員会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
5-6	トイレの待合スペース、雨風日除けの確保を検討する。			○		物資担当、浄化槽・し尿処理担当、避難所運営委員会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
対策項目 6 トイレの清潔な衛生環境を確保する									
6-1	手洗い用の水、石鹸を確保する。	◎		◎	○	物資担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
6-2	手指消毒液を確保する。	◎	◎	○		物資担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
6-3	トイレ責任者とトイレ掃除当番を決めて役割分担を実施する。			◎	○	避難所運営委員会、避難者、地域住民	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
6-4	トイレの清掃用具、使い捨て手袋、マスク、作業着等を確保する。			○		物資担当、浄化槽・し尿処理担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
6-5	防虫・除虫対策を実施する。			○		浄化槽・し尿処理担当、避難者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

健康管理

10 衛生的な環境の維持

健康維持は衛生への配慮から

ライフラインの途絶や、集団生活といった条件の避難所では、様々な感染症、食中毒等のリスクが高まるため、発災直後から衛生管理に徹底して取り組む必要がある。衛生対策全般については、保健福祉部を中心に、総務部危機管理課、避難所運営責任者が連携を図り、始良保健所等から専門的な指導を得ながら、万全の体制で取り組むよう、地域住民やボランティアの協力のもと、平時から準備しておく。

また、食料（生鮮品、弁当等）の取扱いには十分注意し、食中毒の発生防止に努める。炊出しをする際は、調理前の手指及び調理器具の消毒を徹底し、衛生的な調理に配慮し、調理する人の体調管理も行う。食料品の保管については、冷蔵庫の活用を考慮する。ゴミは、決められた集積場所に、決められたルールで分別排出し、防臭・防虫対策を実施する。

10. 「衛生的な環境の維持」チェックリスト

項目番号	業務内容	いつ				★主担当 ◎担当 ○支援 を記入	指示したか	確認したか	協働する 団体等
		準備	初動	応急	復旧				
対策項目1 ゴミ集積場所を確保する									
1-1	ゴミの集積場所を確保する。	◎		○	施設管理者、施設担当事務局、避難所運営委員会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
1-2	ゴミ袋の設置を実施する。			○	避難所運営委員会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
1-3	ゴミの集積場所を周知する。			○	避難所運営委員会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
1-4	避難所のゴミの収集体制を確保する。			○	衛生担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
1-5	ゴミ袋、防臭・防虫剤を確保する。			○	衛生担当、物資担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
対策項目2 避難所の掃除を実施する									
2-1	避難所の掃除を実施する。			○	避難所運営委員会、避難者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
2-2	寝具などの整理整頓を実施する。			○	避難所運営委員会、避難者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
対策項目3 食品の管理を実施する									
3-1	食品の管理方法・手洗い・調理前の健康チェック方法を確立する。	◎		○	保健担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	保健所	
3-2	食品の管理方法の徹底を実施する。			○	保健担当、避難所運営委員会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	保健所	
3-3	手洗いの徹底を実施する。		◎	○	保健担当、避難所運営委員会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	保健所	
3-4	炊出し等調理をする人の健康チェックを実施する。			○	保健担当、避難所運営委員会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	保健所	

1 1 避難者の健康管理

被災者の二次被害を予防するための健康管理

災害時には、持病の悪化防止、新たな病気の発症防止、健康維持のために、市内外の「医療・保健・福祉専門職の巡回・派遣」による被災者の健康チェック・管理等を定期的を実施する。

これらの結果等に配慮しながら、巡回医師等の指導のもと、専門施設等へ適切に引き継ぎができる体制を確保する。

被災者の健康管理については、以下の項目（「避難所生活を過ごされる方々の健康管理に関するガイドライン（厚生労働省）」）があげられており、配慮すべき事項は多岐にわたる。

①生活・身の回り

「居住環境、空調・換気の重要性」「水分・飲料水」「栄養管理」「食中毒予防」「入浴ができない場合」「避難所周りの環境」

②病気の予防

「感染症」「粉じん吸入」「慢性疾患の悪化」「エコノミークラス症候群」「生活不活発病」「熱中症」「低体温症」「口腔衛生管理」「一酸化炭素中毒」「アレルギー疾患の悪化」「健康診査等」「救急受診体制」

③心の健康保持

④ライフステージ等に応じた留意事項

「妊婦、産後間もないお母さんと乳児」「子供」「高齢者」「慢性疾患」

これらの配慮を欠くと、被災者の健康が悪化し、その影響が甚大な場合は死に至る可能性もある。医療・保健・福祉の専門職能者が多角的に避難所の状況をチェックし、ボランティア・NPO団体と協力、実現する。

1 衛生・巡回診療・保健

(1) 各避難所への保健師等の巡回

① 市の保健師は、各避難所を巡回し、避難所内の感染症の予防や生活習慣病などの疾患の発症や悪化予防、被災者の心身の機能の低下を予防するため、避難所全体の健康面に関するアセスメントやモニタリングを実施する。

② アセスメント等の結果を踏まえ、避難所運営関係者、医療・福祉分野の専門職、ボランティア等の外部支援団体とも連携し、避難者の健康課題の解決や、避難所の衛生環境の改善を図る。

③ 市は避難者のプライバシーの確保を図り、避難者が安心して診察を受けることができるよう、可能な限り診察スペースを設ける。

(2) 各避難所における保健師等の巡回相談の体制整備

長期の避難所生活により、生活環境の変化による被災者の心身の機能低下、生活習慣病などの疾患の発症や悪化、「こころ」の健康に関する課題が多く生じることから、保健師・看護師等のチームによる個別訪問や保健指導、巡回相談などを実施し、身近な場所で健康相談ができるようにする。

(3) 避難者に対する避難所内の巡回活動

- ① 保健師等専門職の巡回結果を踏まえて、避難所運営スタッフやボランティアにより、避難所の環境改善を図ることや、被災者の保健、医療ニーズの把握、被災者の体調の変化へ配慮ができる体制を構築しておく。
 - ② 保健師等専門職は被災者の健康管理、個別支援を実施し、把握した被災者の体調の変化については、必要に応じて外部医療機関等へ引き継ぐなどの対応を図る。
- (4) 避難所の衛生管理
- 感染症等の疾病予防、健康問題の悪化防止のため、避難所内の清潔保持等の環境整備を図る。
- (5) 生命・身体に配慮を要する避難者への対応
- ① 人工呼吸器を使用しなければいけない難病患者、障がい者がいる場合、優先的に非常用発電機を使用できる環境を整備する。
 - ② アトピー性皮膚炎の悪化防止のため、避難所の仮設風呂、シャワーを優先的に使用させることや、喘息など呼吸器疾患の悪化を避けるために、避難場所を配慮する。
- (6) 避難所の運営職員等への配慮
- 避難所を運営する職員等のストレスを解消するため、相談体制を整備し、運営職員等の心身の安定を図る方策を講じておく。



11. 「避難者の健康管理」チェックリスト

項目 番号	業 務 内 容	い つ				★主担当 ◎担 当 ○支 援 を記入	指 示 し た か	確 認 し た か	協働する 団体等
		準 備	初 動	応 急	復 旧				
対策項目 1 避難者の健康管理体制を確保する									
1-1	避難者の健康管理シートを作成する。	◎				保健福祉部総括、保健担当、医療担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1-2	救護所や医療巡回受け入れスペースの設置を検討する。	○		○		医療担当、避難所運営委員会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	NPO、ボランティア、医療・福祉事業者等
1-3	医師・看護師の巡回・派遣体制を確保する。	○		◎		保健福祉部総括、医療担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	NPO、ボランティア、医療・福祉事業者等
1-4	保健師・福祉専門職の巡回・派遣体制を確保する。	○		○		保健福祉部総括、保健担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	NPO、ボランティア、医療・福祉事業者等
1-5	心のケア専門職ボランティアの巡回・派遣体制を確保する。	○			○	保健福祉部総括、保健担当、医療担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	NPO、ボランティア、医療・福祉事業者等
1-6	正しい口腔ケアの周知・指導を実施する。			○		保健福祉部総括、保健担当、医療担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	NPO、ボランティア、医療・福祉事業者等
1-7	妊婦健診、乳児健診の情報提供を実施する。			○		保健福祉部総括、保健担当、医療担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	NPO、ボランティア、医療・福祉事業者等
1-8	健康相談窓口を設置する。				○	保健福祉部総括、保健、医療、障害者、高齢者、母子・乳児担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	NPO、ボランティア、医療・福祉事業者等
対策項目 2 感染症対策（インフルエンザ、ノロウイルス等）を実施する									
2-1	感染症予防の重要性を確認する。	◎				保健福祉部総括、保健担当、医療担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2-2	避難所の換気を実施する。		◎			保健担当、避難所運営委員会、避難者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2-3	感染症予防を実施する。			○		保健福祉部総括、保健担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	NPO、ボランティア、医療・福祉事業者等
2-4	感染者が出た時の対応を検討する。	◎		○		保健福祉部総括、保健担当、避難所運営委員会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	NPO、ボランティア、医療・福祉事業者等
2-5	感染者が出た時の部屋を確保する。			○		保健担当、避難所運営委員会、施設管理者、施設担当事務局	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	NPO、ボランティア、医療・福祉事業者等
対策項目 3 その他病気対策を実施する									
3-1	食中毒対策を実施する。			○		保健福祉部総括、保健担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	NPO、ボランティア、医療・福祉事業者等
3-2	生活不活発病対策として体操等を実施する。			○		保健福祉部総括、保健担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	NPO、ボランティア、医療・福祉事業者等
3-3	持病の悪化防止を実施する。			○		保健福祉部総括、保健担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	NPO、ボランティア、医療・福祉事業者等

項目 番号	業 務 内 容	い つ				★主担当 ◎担 当 ○支 援 を記入	指 示 し た か	確 認 し た か	協働する 団体等
		準 備	初 動	応 急	復 旧				
3-4	エコノミークラス症候群対策を実施する。			○	保健福祉部総括、保 健担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	NPO、ボラ ンティア、医 療・福祉事業 者等	
3-5	エコノミークラス症候群防止のため弾性ス トッキング等の配布を検討する。	◎		○	保健福祉部総括、保 健担当、物資担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	NPO、ボラ ンティア、医 療・福祉事業 者等	
3-6	熱中症対策を実施する。			○	保健福祉部総括、保 健担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	NPO、ボラ ンティア、医 療・福祉事業 者等	
対策項目 4 暑さ・寒さ対策を検討する									
4-1	必要と判断される時には、防寒着等の確保を 検討する。		◎	○	保健福祉部総括、保 健担当、物資担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
4-2	採光量の調節（暑い時は日光の直射を避け る）を実施する。			○	避難所運営委員会、 避難者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
4-3	冷暖房器具を確保する。			○	物資担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
4-4	空調の早期復旧を検討する。			○	営繕・建築担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
4-5	食料の温度管理に配慮を実施する。			○	保健福祉部総括、保 健担当、避難所運営 委員会、避難所	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
4-6	必要と判断される時には、害虫対策を検討す る。			○	衛生担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

12 寝床の改善

継続的な避難者には、簡易ベッドの確保を目指す

災害やその避難生活による環境では、狭い避難所での寝泊りが続くことやストレス等により、静脈血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）を引き起こす可能性がある。その影響が甚大な場合は死に至る可能性もある。寝床については、初動は毛布や空調設備等を確保する等、寒さ暑さの緩和に努め、次いで、マットや段ボール製簡易ベッドを使用する。

エコノミークラス症候群を引き起こす血栓の発生防止のため、定期的に体を動かすことの勧奨や、弾性ストッキング（エコノミークラス症候群防止靴下）を導入する等、寝床の充実と併せて、健康被害の抑制に努める。また、生活不活発病予防のため、立ち上がりやすい簡易ベッドの導入を行う。

なお本市及び県は、下記事業所と「ダンボール製品の供給に関する協定」を締結し、供給協力体制を構築する。

供給物資の種類

- 1 段ボール製簡易ベッド
- 2 段ボール製シート
- 3 段ボール製パーテーション
- 4 その他、段ボール製取扱い商品

始良市協定締結事業所

	事業所名	所在地
1	エス・パックス株式会社	鹿児島市谷山港2丁目2番地9
2	Jパックス株式会社	大阪府八尾市太子堂2丁目5番38号

※平成28年1月19日締結

鹿児島県協定締結事業所

	事業所名	所在地
1	南日本段ボール工業組合 (組合社数：18社)	福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目4-16-5 F

※平成28年3月24日締結



12. 「寝床の改善」チェックリスト

項目 番号	業 務 内 容	い つ				★主担当 ◎担 当 ○支 援 を記入	指 示 し た か	確 認 し た か	協働する 団体等
		準 備	初 動	応 急	復 旧				
対策項目 1 寝床の改善を実施する									
1-1	床に直接寝ることでアレルギーや喘息等が悪化する危険性を認識する。	◎				防災担当、保健福祉部総括、保健担当、医療担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1-2	床に直接寝ることでエコノミークラス症候群発症の危険性を認識する。	◎				防災担当、保健福祉部総括、保健担当、医療担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1-3	寝具として毛布を確保する。		◎	○		防災担当、物資担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1-4	敷布としてのブルーシート、段ボールを確保する。			○		防災担当、物資担当、避難所運営委員会、避難者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1-5	間仕切りを確保する。			○		防災担当、物資担当、避難所運営委員会、避難者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1-6	布団、エアマットなどの寝具の設置を検討する。			○		防災担当、物資担当、避難所運営委員会、避難者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1-7	畳・カーペットの設置を検討する。			○		防災担当、物資担当、避難所運営委員会、避難者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1-8	段ボールベッド等簡易ベッドの設置を検討する。			○		防災担当、物資担当、避難所運営委員会、避難者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

よりよい環境

13 衣類

自立して衣類を確保できる環境を目指す

十分な衣類のないまま避難してきた被災者に対しては、衣類の提供をする。下着の確保や、性別や年齢などに応じた衣類の確保に努める。自宅等の被災により衣類が持ち出せない、地域では購入できない状況に備え、市は衣料品販売事業者に手配し、被災者に支給する方法も検討しておく。過去の災害事例では、妊婦用、介護用の下着や衣類が不足したことから、衣類を手配する際は、ニーズ把握にも努める。また、善意から「古着」等が避難所に送られてくることがあるが、衛生状態がわからなかったり、サイズがそろわなかったりと現実的には活用できないことが多いことにも配慮する必要がある。

状況が落ち着けば、被災者自らが洗濯できる環境を整える。

13. 「衣類」チェックリスト

項目 番号	業 務 内 容	い つ				★主担当 ◎担 当 ○支 援 を記入	指 示 し た か	確 認 し た か	協働する 団体等
		準 備	初 動	応 急	復 旧				
対策項目 1 衣類確保のための留意点									
1-1	避難者の属性に応じた下着類を確保する。		◎	○		物資担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1-2	避難者の体や季節に合った衣類を確保する。			○		物資担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1-3	仮設洗濯場（洗濯機・乾燥機）を確保する。				○	物資担当、避難所運営委員会、避難者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1-4	洗濯干し場を確保する。				○	避難所運営委員会、避難者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1-5	洗濯洗剤等を確保する。				○	物資担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

14 入浴

身体の清潔を保ち、心身を癒やす環境づくり

水害等で汚水に侵された場合等は、感染症等の予防のためにも、シャワー等で汚れを落とす必要がある。既存の入浴施設の活用や仮設風呂の調達等、状況に応じて適切な対応を検討する。仮設風呂等においては、水分補給や前後の健康チェックについても配慮するとともに、手すりが無いものや、滑りやすい等の制約もあり、脆弱性の高い高齢者には適さないものもあるため、入浴支援者の確保も検討する。

高齢者施設、旅館、ホテルなどの入浴施設の活用や、施設までの輸送手段（バス）等の確保も検討すること。

14. 「入浴」チェックリスト

項目 番号	業 務 内 容	い つ				★主担当 ◎担 当 ○支 援 を記入	指 示 し た か	確 認 し た か	協働する 団体等
		準 備	初 動	応 急	復 旧				
対策項目 1 入浴対策を検討する									
1-1	旅館・入浴施設等の民間事業者との協定締結を実施する。	◎				防災担当、保健福祉部総括	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1-2	汚水に侵された時は汚れ落としを実施する。		◎	○		地域住民、避難所運営委員会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1-3	体を拭くための使い捨てタオル等を確保する。			○		物資担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1-4	シャワーを浴びることができる環境を確保すること。(男女別)				○	避難所運営委員会、避難所支援班、保健担当、避難者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1-5	風呂に入ることができる環境を確保する。(男女別)				○	避難所運営委員会、避難所支援班、保健担当、避難者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1-6	シャワー・風呂の前後の健康管理に留意できる環境を確保する。				○	避難所運営委員会、避難所支援班、保健担当、避難者			

1.5 避難所における感染症等の対応

新型インフルエンザ感染症等について、日本国内においても感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されている。こうした状況において、災害が発生し避難所を開設する場合には、避難所の3密（密閉・密集・密接）の回避や衛生対策を徹底するなど、感染症対策に万全を期することが重要である。指定避難所に加え、可能な限り多くの避難所を開設するなど、具体的な対応策をあらかじめ検討することにより、災害発生時に避難を要する住民の安全・安心の確保を図る。

1 可能な限り多くの避難所を開設する。

避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど通常よりも可能な限り多くの避難所の開設を図る。ホテルや旅館等の活用も検討する。また、避難者の氏名、連絡先、入室時間等の記載をお願いする。（発症となった場合、追跡調査が可能）

2 親戚や友人の家等への避難の検討

避難所が過密状態になること防ぐため、可能な場合は安全な親戚や友人の家等への避難を検討していただくことを周知する。

3 車中泊やテント泊の検討

避難所の駐車場やグラウンド等における車中泊やテント泊について検討する。また、車中泊はエコノミー症候群への対策にも配慮する。

4 自宅療養者等の避難の検討

自宅療養等を行っている新型インフルエンザ感染症等の軽症者等への対応については保健福祉部と保健所と十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討する。

5 避難所の衛生環境の確保

避難所の開設とともに入り口やトイレ等、多くの人を使用する箇所に消毒薬を複数設置し積極的に利用を促す。定期的に避難所内の清掃、消毒を実施する。消毒等を実施する場合は2次感染に注意する。

6 十分な換気の実施、スペースの確保等

避難所内については、十分な換気に努めるとともに、避難者が十分なスペースを確保できるよう留意する。

7 避難者の健康状態の確認

避難者の健康管理の確認について、保健福祉部と適切な対応を事前に検討の上、「避難所における感染対策マニュアル」における症候群サーベイランスの内容も参考として、避難所への到着時に行うことが望ましい。また、避難生活開始後も、定期的に検温、健康状態について確認する。

8 手洗い、うがい、咳エチケット等の基本的な対策の徹底

避難者や避難所運営スタッフは、頻繁に手洗い、うがいをするとともに、咳エチケット等（マスクの着用）の基本的な感染対策を徹底する。

7 避難所の衛生環境の確保

避難所の開設とともに入り口やトイレ等、多くの人を使用する箇所に消毒薬を複数設置し積極的に利用を促す。定期的に避難所内の清掃、消毒を実施する。消毒等を実施する場合は2次感染に注意する。

9 感染症の症状が出た者のための専用スペースの確保

感染症の症状（発熱、咳等）が出た場合、専用のスペースを確保すること。その際、スペースは可能な限り個室にするとともに、専用のトイレを確保すること。

同じ兆候、症状のある者を同室にすることは、望ましくない。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなど工夫をすること。

症状が出た者の専用のスペースやトイレは、一般の避難者とはゾーニングすること。

避難所のスペースの利用方法等について、事前に関係部署や施設管理者等と調整を図ること。

治療、検査が必要な避難者が発生した場合に備え、搬送する医療機関等への連絡体制を構築しておく。

10 避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合

新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応については、保健福祉部と十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討する。新型コロナウイルス感染症の場合は、軽症者等であっても原則として一般の避難所に滞在することは適当でないことに留意する。

避難所の感染管理上のリスクを定期的に評価し、問題点を把握する。

Ⅲ ニーズへの対応

要配慮

1.6 配慮を必要とする者への対応

脆弱性の高い人々への配慮を欠かさない

災害時要配慮者については、発災直後の避難行動支援について、重要性が認識されている。

応急期から生活再建までの避難生活について、配慮が必要である。その対象は、平時は地域で暮らしている「在宅者」、そして平時から施設で暮らしている「入所者」である。避難所において、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者等の体調悪化防止のため、スペースの確保や、避難者全員で見守る体制づくりが重要である。また、外国人への配慮も含め、避難所関係者間で、要配慮者の状態・ニーズについて情報共有を図り、体調管理を継続的に行う。さらに、どのような困難に直面しているかは、本人や家族などから聞き取るなど当事者と話し合う機会を設ける。生活環境の改善及び福祉避難所や専門施設への移動を検討する際には、特に配慮する必要がある。

また、施設が被災し、機能しなくなった場合は、暮らし続けることができても、ライフラインの途絶等から不自由な暮らしが続くため、「避難生活者」となる可能性がある。このような要配慮者全体の被災状況を念頭に置きながら、避難所への資源配分を考慮すること。

1 福祉避難所の設置

- (1) 災害が発生し、必要と認められる場合には、直ちに福祉避難所を設置し、福祉避難所に避難することが必要な要配慮者を避難させること。
- (2) 福祉避難所は、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者を優先して受入れる。
ただし、要配慮者の家族や要配慮者の介護支援を行う者は、避難状況等を勘案の上、必要に応じて福祉避難所に避難することを差し支えないこととする。
- (3) 避難に介助等を要する者に対しては、家族、民生委員、地域住民、市職員等が協力して介助等を行うこととなるが、必要に応じて過度の負担とならない範囲で福祉避難所を設置する施設等の協力を得ること。

2 福祉避難所の管理・運営

- (1) 福祉避難所において相談等にあたる職員は、避難者の生活状況等を把握し、介護保険法等により提供される介護を行う者（ホームヘルパー等）の派遣等、避難者が必要な福祉サービスや保健医療サービスを受けられるよう配慮する。
- (2) 福祉避難所で相談等にあたる介助員等を配置し、日常生活上の支援を行うこと。また、要配慮者の特性に応じた福祉用具を備えて置くことに配慮する。

3 在宅避難

- (1) 避難所の運営にあたり、避難所で生活する避難者だけでなく、個々の事情によりその地域において在宅にて避難生活を送ることを余儀なくされた者等も、支援の対象とすることが適切である。
- (2) 避難所の運営担当者は、在宅避難者を含めた当該避難所及びその設置された地域において避難生活を送る被災者に対する情報発信の場所となるとともに、当該被災者が情報収集をする場所となること、在宅避難者が必要な物資を受け取りに来る場所となること等の、地域支援拠点としての機能を有するものとして、避難所を設置する。
- (3) 在宅での避難生活を余儀なくされた者に対して、自治会や市職員等の見守り機能を充実させ、特に要配慮者等で支援が必要になる者に対して、情報、紙おむつや生理用品、食物アレルギー患者（児）用の食材等の支援物資、医療、福祉等のサービス提供が行き届くよう、市は必要な対策を講じる。
- (4) 被災者台帳の活用などにより、要配慮者を含む在宅避難者の状況把握を行うとともに、避難所を拠点とする支援を行う。
- (5) 在宅医療患者等、必要な薬剤・器材等（水・電気等を含む。）を得られないため直接生命に関わる者、又は日常生活に重大な支障をきたす者などの把握及び必要物資の提供について、市関係部局、関係機関・団体と連携を図り特に配慮する。



16. 「配慮を必要とする者への対応」チェックリスト

項目 番号	業 務 内 容	い つ				★主担当 ◎担 当 ○支 援 を記入	指 示 し た か	確 認 し た か	協働する 団体等
		準 備	初 動	応 急	復 旧				
対策項目 1 配慮を必要とする者への対応を検討する									
1-1	配慮が必要な人の状況を把握するため、本人や家族からの聞き取りを実施する。			○		避難所運営委員会、 避難者、地域住民	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	社協、NPO、 ボランティア
1-2	段差の解消など環境整備を検討する。			○		営繕・建築担当、避 難所運営委員会、避 難者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	社協、NPO、 ボランティア
1-3	避難者同士の見守り体制を確保する。		◎	○		避難所運営委員会、 避難者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1-4	外国語による避難所内情報の提供を検討する。			○		外国人担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1-5	心のケア専門職能ボランティアの巡回・派遣体制を確保する。				○	保健担当、ボラン ティア担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	社協、NPO、 ボラン ティア、医療・福祉 事業者等
1-6	心のケアイベント・サロン活動等を検討する。				○	高齢者担当、保健担 当、ボランティア担 当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	社協、NPO、 ボラン ティア、医療・福祉 事業者等
対策項目 2 避難者の滞在可能性の検討を実施する									
2-1	福祉避難所への移動を検討する。	◎		○		高齢者担当、保健担 当、医療担当、ボラ ンティア担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	社協、NPO、 ボラン ティア、医療・福祉 事業者等
2-2	福祉避難所への移動手段を確保する。	◎		○		高齢者担当、保健担 当、医療担当、ボラ ンティア担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	社協、NPO、 ボラン ティア、医療・福祉 事業者等
2-3	施設・病院への入院・入所を検討する。			○		高齢者担当、保健担 当、医療担当、ボラ ンティア担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	社協、NPO、 ボラン ティア、医療・福祉 事業者等
2-4	施設・病院への入院・入所手続きを手配する。			○		高齢者担当、保健担 当、医療担当、ボラ ンティア担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	社協、NPO、 ボラン ティア、医療・福祉 事業者等
対策項目 3 ボランティアニーズの把握を実施する									
3-1	避難者のボランティアニーズの把握を実施する。			○		避難所運営委員会、 避難所派遣職員	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	社協、NPO、 ボランティア
3-2	在宅避難者のボランティアニーズの把握を実施する。			○		保健担当、医療担当、 ボランティア担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	社協、NPO、 ボランティア
3-3	ボランティアの要請を実施する。			○		避難所運営委員会、 避難所派遣職員	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3-4	ボランティア受入れを実施する。			○		避難所運営委員会、 避難所派遣職員	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3-5	受入れ済みボランティアが一目でわかる目印（ピブス等）を検討する。			○		ボランティア担当、 避難所運営委員会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	社協、NPO、 ボランティア

17 女性・子供への配慮

女性や子供の視点から避難所を考えよう

女性や子供は特別なニーズを持った存在である。生理用品や更衣室スペース、授乳室の必要性等配慮することで、多くの人が安心して過ごすことができる環境が維持できる。災害時であっても、最大限考慮するよう心配りをする事が重要である。

女性は家庭的責任を負っていることも多く、家族全員のニーズ、特に育児・介護・衛生・栄養等に関する細かい困りごと・要望や対応方法に関する知識・経験をより多く持っている傾向にあるため、女性の視点からの意見を参考にしながら、避難所運営を実施するために、避難所運営委員会への女性の参画を促すこととする。女性が避難所運営の意思決定に加わることができるよう配慮することで、高齢者や障がい者、子供たちの生命・健康のリスクの見守り体制が強化されることになり、避難所の質の向上につながる事が期待される。

女性の参画は、具体的には行政の審議会等において一般に目標とされている3割以上の参画が望ましいと考えられる。

17. 「女性・子供への配慮」チェックリスト

項目番号	業務内容	いつ				★主担当 ◎担当 ○支援 を記入	指示したか	確認したか	協働する 団体等
		準備	初動	応急	復旧				
対策項目1 女性における衛生面・保安面に配慮を実施する									
1-1	女性、妊産婦等が避難生活をする際に備えるべきことを確認する。	◎				防災、男女共同参画、母子・乳児、保健担当、地域住民	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1-2	女性特有の物資（生理用品等）の確保を実施する。		◎		○	物資担当、防災担当、避難所運営委員会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1-3	女性用更衣室／スペースの設置を実施する。				○	避難所運営委員会、施設担当事務局、施設管理者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	NPO、ボランティア
1-4	授乳室／スペース等の設置を実施する。				○	避難所運営委員会、施設担当事務局、施設管理者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	医師、看護師、NPO、ボランティア
1-5	母子（妊婦・乳児）避難スペースの設置を検討する。				○	避難所運営委員会、施設担当事務局、施設管理者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	医師、看護師、NPO、ボランティア
1-6	キッズスペース（子供の遊び場）の設置を検討する。				○	避難所運営委員会、施設担当事務局、施設管理者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	NPO、ボランティア
対策項目2 女性の活躍環境を確保する									
2-1	性別配慮について意見が反映できる環境を確保する。	◎			○	避難所運営委員会、避難者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2-2	困りごと相談窓口の設置（女性やボランティアの協力を得る）を実施する。				○	避難所支援班、避難所運営委員会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	NPO、ボランティア
2-3	家庭的ニーズの積極的な掘り起こしを実施する。				○	避難所支援班、避難所運営委員会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	NPO、ボランティア
2-4	安心して話せる女性だけの場の確保を検討する。				○	避難所運営委員会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	NPO、ボランティア

安全安心

18 防犯対策

災害後の治安悪化の傾向の把握に努める

災害時においては、治安の維持が課題の一つとなる。被災地外から窃盗団が入り込むこともあることから、消防団・自警団等による地域の見守り体制の強化、警察の巡回要請、女性・子供に対する性犯罪防止策、相談体制強化等、地域の正常化に向けての検討が必要になる。

1 防火・防犯対策

(1) 防火対策

- ① 巡回警備班に防火担当責任者を指定し、喫煙場所の指定、石油ストーブ等からの出火防止、ゴミ集積場所等への放火防止等、定期的な巡回警備等の防火対策を図る。
- ② 火災発生時に安全に避難するため、避難所の防火安全にかかる遵守事項を、避難所の出入口等に掲示する。

(2) 防犯対策

- ① 避難所の環境で、犯罪を誘発・助長する面もあることから、特に被害に遭いやすい子供、高齢者、女性からも危険箇所・必要な対応についても意見を聞き、照明の増設など環境改善を行う。また、警察とも連携し、巡回や被害者への相談窓口情報の提供を行うとともに、被災者・支援者全体に対して、いかなる犯罪・暴力も見逃さない旨を周知徹底する。
- ② 避難所の治安・防犯等の観点から、必要に応じ、警備員等の雇用も考慮する。



18. 「防犯対策」チェックリスト

項目 番号	業 務 内 容	い つ				★主担当 ◎担 当 ○支 援 を記入	指 示 し た か	確 認 し た か	協働する 団体等
		準 備	初 動	応 急	復 旧				
対策項目 1 避難所・地域の防犯対策を実施する									
1-1	平常の防犯活動を確認する。	◎				地域住民	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1-2	避難者同士の見守り体制を確保する。				○	避難者、避難所運営 委員会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1-3	仮設トイレ等の防犯対策（施錠、防犯ブザー 等）を実施する。				○	防犯対策担当、避難 所運営委員会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1-4	特に女性においては、トイレ・入浴施設付近 での性犯罪発生防止を実施する。				○	防犯対策担当、避難 所運営委員会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1-5	地域の防犯・見守り体制を確保する。				○	防犯対策担当、避難 者、地域住民	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	警察、消防団
1-6	警察の巡回、派遣体制を確保する。				○	防犯対策担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	警察
1-7	自警団等の結成を実施する。				○	避難者、地域住民	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	警察、消防団

19 ペットへの対応

ペット同行避難のルールづくりを検討

ペットは飼い主にとってはとても大切な存在だが、動物の苦手な人や動物に対してアレルギーを持っている人が共同生活を送る避難所では、ペットの鳴き声、毛の飛散、臭い等の問題があり、原則、居室へのペットの持ち込みは禁止とする。ペット避難については、「避難の際は、キャリーバッグまたはケージに入れ、犬にはリードをつけて避難所へ入所する」等、事前にペット同行避難のルールを決めておくことが重要である。飼い主が責任をもって避難所でペットを飼育するための居場所の確保や、ケージ等を用意する等、具体的な対応を検討する。

『ペットを飼っている人もそうでない人も、動物好きの人もそうでない人も、共生できる環境に配慮する。』

1 日頃からの災害への備え

(1) 健康管理としつけ

災害時のペット同伴の避難所生活は、人間はもとよりペットにも大きなストレスがかかり、体調を崩しがちになる。平時から、健康状態に注意し、ペットの体を清潔に保ち、予防接種や寄生虫の駆除をしっかりと行う。

避難所で他の避難者に迷惑にならないように、むやみに吠えない、キャリーバッグやケージに慣らしておく、他人に友好的に接することができるなどの「しつけ」を、平時からしておく。これは他の避難者のためであると同時に、ペットのストレスを少なくすることにつながる。

【犬の場合】

- ①「待て」「お座り」「伏せ」など基本的なしつけ
- ②ケージの中に入ることを嫌がらない
- ③不必要に吠えない
- ④人を怖がったり、攻撃的にならない
- ⑤狂犬病予防接種と各種ワクチン接種
- ⑥寄生虫の予防、駆除 等

【猫の場合】

- ①ケージやキャリーバッグに入ることを嫌がらない
- ②人や他の動物を怖がらない
- ③猫用トイレでの排泄
- ④各種ワクチン接種
- ⑤寄生虫の予防、駆除 等

(2) ペットのための備蓄品の用意

避難所では、避難者に対する物資支援は実施するが、ペットに対する準備は基本的に飼い主の責任となるため、緊急避難に備え、必要な物資の備蓄（救援物資が届くまでの期間を考慮し、最低5日分を用意）をすること。持ち出し品には優先順位をつけ、優先度の高いものはすぐに持ち出せるようにしておく。

●ペット同行避難時の持ち出し品リスト

【優先順位1】・・・ペットの生命や健康にかかわるもの

- ・療法食、薬
- ・フード、水（5日分以上）
- ・リード（伸びないもの）、ケージ、予備の首輪
- ・食器
- ・ガムテープ（ケージの補修等、多用途に使用可能）

【優先順位2】・・・飼い主やペットの情報

- ・飼い主の連絡先
- ・ペットの写真（携帯電話等にペット写真を登録＝飼い主特定時に役立つ）
- ・ワクチン接種状況
- ・既往症、健康状態
- ・かかりつけの動物病院 等

【優先順位3】・・・ペット用品

- ・ペットシート
- ・排泄物の処理用具
- ・トイレ用品（猫の場合は使い慣れたトイレ砂）
- ・タオル、ブラシなど

2 災害が発生したときの対応

(1) 第一に人の身の安全

災害時にペットを守るためには、飼い主が無事であることが大切である。

(2) ペットの安全

災害時は、ペットもパニックになり、興奮していつもと違う行動をとることがある。ペットを落ち着かせ、すぐにリードをつけるか、ケージに入れる。

(3) 落ち着いて避難の用意

ペット同行避難は、「キャリーバッグまたはケージに入れ、犬にはリードをつけて一緒に避難所へ移動すること」を原則とし、避難所に入所した際に、避難所ペット登録台帳（様式7）に登録記載をする。

3 避難所での注意点

(1) 周りの人への配慮

過去の災害事例では、つらい避難生活での「心の安らぎや支え」になったという声がある一方、うるさい、咬まれた、不衛生といったことが原因でトラブルになっている。不特定多数の人が集まる避難所では、飼い主は普段以上に周りへの配慮が求められる。

様々な価値観を持つ避難者が共同で運営する避難所では、ペットの居住スペースへの持ち込み飼養は原則禁止とする。ペット同行避難を望む避難者が多い場合は、避難者に配慮した対応を検討すること。

避難所での、ペットの世話、食事、飼養場所の衛生管理等は、飼い主の責任の下で行う

ことになるため、衛生的な飼養管理、他の避難者に配慮した飼養ルール（別紙2）に基づき、飼い主同士が協力して助け合う体制を構築する。

(2) ペットの健康管理

災害時は、多大なストレスを感じ、免疫力も低下し、衛生を確保することが難しい場合もあるため、体調を崩し病気を発生しやすくなる。ペットの排泄は、決められた場所でさせ、速やかに処理するなど、できる限り衛生に注意することがペットの健康管理と、他の避難者への配慮につながる。飼い主は、ペットの体調に気を配り、不安を取り除くよう心がける。

車中避難においては、エコノミークラス症候群、熱中症防止のため、定期的に車外に出て運動をしたり、こまめに水分補給をするようにする。

 19. 「ペットへの対応」チェックリスト

項目 番号	業 務 内 容	い つ				★主担当 ◎担 当 ○支 援 を記入	指 示 し た か	確 認 し た か	協働する 団体等
		準 備	初 動	応 急	復 旧				
対策項目1 ペットの滞在ルールの確立を検討する									
1-1	ペット同行避難のルールを確認する。	◎				ペット対策担当、施設管理者、施設担当事務局、地域住民	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	県
1-2	ペット滞在ルールの確立を検討する。	◎			○	ペット対策担当、施設管理者、施設担当事務局、地域住民	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	県
1-3	ペット滞在ルールの周知、掲示を実施する。				○	ペット対策担当、施設管理者、施設担当事務局、地域住民	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1-4	ペット飼養場所等の設置を検討する。				○	ペット対策担当、施設管理者、施設担当事務局、地域住民	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	NPO、ボランティア

IV 避難所の解消

20 避難所の解消に向けて

被災者の仮住まい等への移行を推進

地域にライフラインの復旧がもたらされた段階が、避難所の解消の一つの目安になる。一定期間が経過した段階で、避難者に落ち着き先の要望を聞くこととする。避難所を出られない被災者には、様々な理由がある。避難所を解消するためには、避難者に対して早くから見通しを示しつつ、事情を聴きながら解決する姿勢が必要になる。被災者の立場を考慮したきめの細かい対応を早い段階から準備する必要がある。

できるだけ避難者の要望に沿う形で支援し、避難所の解消につなげることとする。

また、避難所はその役目を終え、元の施設として役割を取り戻すことを目的として解消に努める。

1 避難所の解消

(1) 避難所の解消に向けた環境整備

- ① 避難所の解消を円滑に進めるため、迅速な応急仮設住宅の設置、又は民間賃貸住宅の借り上げ等を検討する。
- ② 半壊した住宅については、居住を続けながら住宅の応急修理を図り、住宅の残存部分の活用が可能となるよう配慮する。
- ③ 避難所の設置は応急的なものであるため、避難所とした施設本来の施設機能を早期に回復することが必要であることから、応急仮設住宅の設置等と平行して、できるだけ避難所の早期解消を図る。
- ④ 福祉避難所で生活する避難者については、障害等の特性を鑑みて、できるだけ早期に避難所を退所し、よりよい環境に移ることが望ましいことから、市関係部局、関係機関・団体と連携を図り、社会福祉施設等への入所を積極的に働きかけ、早期退所が図られるように努める。

(2) 避難所の再編に際して、コミュニティ維持に配慮すること。また、応急仮設住宅にも校区コミュニティ単位で入居することは、コミュニティの維持や防災集団移転等の地区の復興を考えるうえで有益であるので考慮する。

(3) 住まいや仕事の確保、訪問等による個別相談、地域の間人関係づくりのための茶話会や季節行事等とあわせ、避難所閉鎖後のコミュニティの維持・再生のことも考慮し、総合的に対応する。



20. 「避難所の解消に向けて」チェックリスト

項目 番号	業 務 内 容	い つ				★主担当 ◎担 当 ○支 援 を記入	指 示 し た か	確 認 し た か	協働する 団体等
		準 備	初 動	応 急	復 旧				
対策項目 1 避難所生活が長期化した場合の対応を実施する									
1-1	二次避難所として、ホテル、旅館、民間賃貸住宅等の活用を検討する。	○				保健福祉部総括、災害救助法所管担当、防災担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1-2	避難者の状態に応じて別の避難所への移動を検討する。			○		避難所支援班、避難所運営委員会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1-3	避難者の状態に応じて、二次避難所（ホテル、旅館、民間賃貸住宅等）への移動を検討する。			○		保健福祉部総括、災害救助法所管担当、防災担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	県
1-4	住まいの選択肢について情報提供を実施する。			○		建設部等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1-5	被災者台帳の作成準備を実施する。	○				防災担当、保健福祉部総括	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1-6	生活再建支援情報の周知を実施する。			○		避難所支援班、避難所運営委員会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	県
対策項目 2 避難所の解消に向けた話し合いを実施する									
2-1	ライフライン事業者との連絡体制強化を実施する。	○				防災担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ライフライン事業者
2-2	ライフラインの復旧目安についての周知を実施する。			○		避難所支援班、上水道、下水道、浄化槽・し尿処理担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2-3	退所目途の把握を実施する。			◎		避難所支援班、避難所運営委員会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	NPO、ボランティア
2-4	避難所以降の落ち着き先意向調査を実施する。			○		避難所支援班、避難所運営委員会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	NPO、ボランティア
2-5	意向調査の結果に応じて仮設住宅・公営住宅・その他住宅等の確保支援を実施する。			○		建設部等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	県
2-6	引越しの見守りを実施する。			○		避難所支援班、避難所運営委員会、保健福祉部総括	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	NPO、ボランティア
対策項目 3 避難所の解消を検討する									
3-1	施設管理者との事前協議を実施する。			○		施設担当事務局、避難所運営委員会、保健福祉部総括、防災担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3-2	解消の目安を検討する。			○		施設担当事務局、避難所運営委員会、保健福祉部総括、防災担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3-3	避難所の解消予定日を内外に周知を実施する。			○		避難所運営委員会、保健福祉部総括、防災担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3-4	避難所解消後の在宅者支援体制を検討する。			○		避難所支援班、保健福祉部総括、防災担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

避難所運営マニュアル

作成 : 平成 22 年 6 月

改訂 : 平成 28 年 12 月

改訂 : 令和 2 年 2 月

改訂 : 令和 2 年 8 月

改訂 : 令和 5 年 9 月

始良市総務部危機管理課